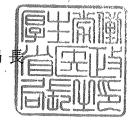


医政発 0 9 2 6 第 6 号 平成 2 6 年 9 月 2 6 日

公益社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局



「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

医政発0926第 5 号 平成26年 9 月 26 日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律 の整備等に関する法律」の一部の施行について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)のうち、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)の一部改正等については、既に本年6月25日から施行され、その旨の周知を「『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』の一部の施行等について」(平成26年6月25日付、医政発0625第1号・社援発0625第1号・老発0625第1号)において、お願いしたところです。

医療介護総合確保推進法のうち、①医療法(昭和23年法律第205号)の一部改正(病床機能報告制度に関する規定、医療従事者の確保等に関する規定)、②外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)の一部改正(臨床修練及び臨床教授等に関する規定)、③良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)の一部改正(持分なし医療法人への移行に関する計画についての厚生労働大臣の認定に関する規定)等については、本年10月1日から施行されます。

これに伴い、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成26年政令第314号。以下「整備政令」という。)及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成26年厚生労働省令第108号。以下「整備省令」という。)が本年9月25日付けで公布され、また、「医療法施行規則第30条の33の6第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を定める件」(平成26年厚生労働省告示第362号。以下「報告方法告示」という。)が本年9月25日付けで告示され、さらに、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針を定める件」(平成26年厚生労働省告示第376号。

以下「勤務環境改善告示」という。)が本日付けで告示されました。

これらの趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 病床機能報告制度に関する規定

1 病床の機能の区分

医療法第30条の12第1項の「病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分」の名称及び内容は、以下の通りとすること。(整備省令第1条の規定による改正後の医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「新規則」という。)第30条の33の2関係)

- (1) 高度急性期機能(急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に 向けて、診療密度の特に高い医療を提供する機能をいう。)
- (2) 急性期機能(急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能((1)に該当するものを除く。)をいう。)
- (3)回復期機能(急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた、医療又はリハビリテーションの提供を行う機能(急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頚部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL(日常生活における基本的動作を行う能力をいう。)の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。)をいう。)
- (4)慢性期機能(長期にわたり療養が必要な患者(長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者、 難病患者その他の疾患の患者を含む。)を入院させる機能をいう。)

2 報告事項

一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所(以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、以下の事項を報告するものとすること。

(1)病床の機能

- ① 基準日(報告を行う日の属する年の7月1日)における病床の機能(医療法第30条の12第1項第1号及び新規則第30条の33の3関係)
- ② 基準日から6年間が経過した日における病床の機能の予定(以下「基準日後病床機能」という。)(医療法第30条の12第1項第2号及び新規則第30条の33の4関係)

(2) 病床の機能以外の報告事項

- ① 病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容(医療 法第30条の12第1項第3号及び報告方法告示の表第1欄第5号から第14号まで関係)
- ② 構造設備及び人員の配置その他必要な事項(医療法第30条の12第1項第4号、新規則第30条の33の5及び報告方法告示の表第1欄第3号及び第4号関係)

3 報告方法

- (1) 病床機能報告対象病院等の管理者は、1年に1回、10月1日から同月31日までに報告を行うものとすること。(新規則第30条の33の6第1項関係)ただし、平成26年の報告については、10月1日から11月14日までに行うものとすること。(整備省令附則第2項関係)
- (2) 病床機能報告対象病院等の管理者は、報告方法告示の表第1欄に掲げる報告内容(病床の機能、構造設備及び人員の配置その他必要な事項、入院患者に提供する医療の内容)に応じ、同表の第2欄に掲げる報告単位(病棟、病院又は診療所)を基本として、同表の第3欄に掲げる報告方法(ファイル等に記録する方法、レセプト情報による方法)により、報告を行うものとすること。(新規則第30条の33の6第1項及び報告方法告示関係)
- (3)上記(2)の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者(以下「受託者」という。)を経由する方法(当該受託者への報告は、インターネット上で報告する方法、CD-R等の電子記録媒体を郵送する方法、書面を交付する方法により行うものとする。)をいうものとすること。(新規則第30条の33の6第2項関係)
- (4)上記(2)の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法 (当該受託者への報告は、病床機能報告対象病院等が提出する電子レセプトデータによる情報から、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)の枠組みを活用して行われるものとする。)をいうものとすること。(新規則第30条の33の6第3項関係)

4 報告事項の変更

(1) 病床機能報告対象病院等の管理者は、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能に係る医療の提供が必要と判断したときには、速やかに、当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に、基準日後病床機能の変更を報告する

ものとすること。 (医療法第30条の12第2項及び新規則第30条の33の7第 1項関係)

- (2)上記(1)の変更の報告については、報告方法告示で定めるところによるものとすること。(新規則第30条の33の7第2項関係)
- 5 厚生労働大臣による情報提供の求め

厚生労働大臣は、地域における病床の機能の分化及び連携等に関する基本的な事項を定めるために必要があると認めるときは、病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、受託者を経由して、ファイル等に記録する方法又はレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとすること。(医療法第30条の3の2及び新規則第30条の27の2関係)

6 国の開設する病院等の特例

刑事施設等の中に設けられた病院又は診療所及び皇室用財産である病院又は診療所(宮内庁病院)については、病床機能報告制度に関する医療法の規定は、適用しないものとすること。(整備政令第1条の規定による改正後の医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条第2項及び第3項関係)

第二 医療従事者の確保等に関する規定

- 1 医療従事者の勤務環境の改善に関する事項
- (1) 都道府県が、医療従事者の勤務環境の改善に関する事務の全部又は一部を委託することができる「厚生労働省令で定める者」について、当該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とすること。(医療法第30条の15第2項及び新規則第30条の33の8関係)
- (2)病院又は診療所における医療勤務環境改善マネジメントシステム(病院 又は診療所において、医療従事者の勤務環境の改善に関して、①管理者に よる改善方針の表明、②勤務環境改善の実施に係る体制の整備、③勤務環 境に関する現状の分析、改善目標の設定、改善計画の作成、④改善計画の 実施、⑤改善目標の達成状況及び改善計画の実施状況の評価、⑥評価の結 果を踏まえた改善目標及び改善計画等の見直しを体系的かつ継続的に実施 する、一連の自主的活動に関する仕組みをいう。)の実施に関し、各段階 で取り組むべき事項を示すこと。

また、勤務環境改善告示第2条第2号に規定する厚生労働省医政局長が 定める手引書は、「医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マ ネジメントシステム導入の手引き」(平成26年3月「医療従事者の勤務環 境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究班」)とすること。(勤 務環境改善告示関係)

2 地域における医師の確保に関する事項

都道府県が、病院及び診療所における医師の確保を図るための事務の全部 又は一部を委託することができる「厚生労働省令で定める者」について、当 該事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者 (ただし、職業紹介事業又は労働者派遣事業の事務を委託する場合にあって は、あらかじめ、当該事業の許可を受け又は届出書を提出した者に限る。) とすること。(医療法第30条の19第3項及び新規則第30条の33の10関係)

第三 臨床修練及び臨床教授等に関する規定

- 1 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施 行令(昭和62年政令第363号)の一部改正(整備政令第2条関係)
 - (1) 題名に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行令」に改正すること。

(2) 手数料に関する事項

臨床教授等の許可の申請並びに臨床修練及び臨床教授等の許可の有効期間の更新の申請に当たって納付する手数料の額を、現行の臨床修練の許可申請に係る手数料の額と同様、15,300円(電子情報処理組織を使用する場合にあっては、15,100円)と定めること。

- 2 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施 行規則(昭和62年厚生省令第47号)の一部改正(整備省令第2条関係)
- (1) 題名に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則」に改正すること。

(2) 臨床修練病院等の指定に関する事項

臨床修練病院等の指定を受けることができる診療所は、臨床修練病院等の指定を受けている病院と緊密な連携体制が確保された診療所とし、指定を受けるに当たっては、連携する病院の管理者による同意書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。

(3) 臨床教授等病院の指定に関する事項

臨床教授等病院の指定を受けることができる病院として、①大学附属病

院、②特定機能病院、③国立高度専門医療研究センター、④臨床教授等病院の指定を受けている病院と緊密な連携体制が確保された病院を定めるとともに、④の病院が指定を受けるに当たっては、連携する病院の管理者による同意書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。

- (4) 臨床教授等の実施状況の報告に関する事項 臨床教授等病院の長は、毎年4月30日までに、その前年度の臨床教授等
 - 臨床教授等病院の長は、毎年4月30日までに、その前年度の臨床教授等の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならないものとすること。
- (5) 入国前に臨床修練等の許可を受けることができる者に関する事項 本邦に入国する前に臨床修練又は臨床教授等の許可を受けることができ る者として、在留資格認定証明書が交付されている者を定めること。
- (6) 臨床教授等許可証に関する事項 臨床教授等許可証の様式を定めるとともに、臨床教授等外国医師等が臨

床教授等を行うときの臨床教授等許可証の着用義務を定めること。

- (7) 各種申請手続に関する事項
 - ①臨床教授等の許可の申請手続、②臨床修練及び臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続、③臨床教授等許可証の書換え交付及び再交付の申請手続として、申請書の様式や必要な添付書類等を定めること。
- (8) 総括臨床教授等責任者に関する事項

臨床教授等病院の長は、当該病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、臨床教授等責任者のうちから1人を総括臨床教授等責任者として選任するものとすること。

第四 持分なし医療法人への移行に関する計画に係る厚生労働大臣の認定に関する規定

- 1 持分なし医療法人へ移行する際の、①移行計画に関する厚生労働大臣の認 定の申請手続、②移行計画の変更に関する厚生労働大臣の認定の申請手続と して、申請書の様式や必要な添付書類等を定めること。(新規則附則第56条 から第58条まで関係)
- 2 厚生労働大臣が移行計画の認定を取り消すことができる場合として、不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき等を定めること。 (新規則附則第59条関係)
- 3 移行計画の認定を受けた医療法人は、認定を受けた日から起算して1年を 経過するごとの日から3ヶ月を経過するまでに計画の実施状況を厚生労働大

臣に報告するほか、移行計画の認定を受けた旨等の定款の変更の認可を受けた場合又は出資者の持分の放棄その他の処分があった場合は、当該認可又は処分の日から3ヶ月を経過するまでにその旨を厚生労働大臣に報告することとし、報告書の様式や必要な添付書類を定めること。(新規則附則第60条関係)

第五 その他

1 厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)の一部改正(整備政令第2条 関係)

医政局医事課及び医政局歯科保健課の所掌事務として、外国医師の臨床教 授等及び外国歯科医師の臨床教授等に関する事務をそれぞれ加えること。

2 厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)の一部改正(整備省 令第6条関係)

医政局医事課試験免許室の所掌事務として、臨床教授等に関する事務を加 えること。

3 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)の一部改正(整備省令第4条関係)

臨床教授等の許可を受けた外国医師及び外国歯科医師が記載する診療録に ついて、電磁的方法による保存を認めるものとすること。 1

(号 外) 独立行政法人国立印刷局

政 仓

〇次代の社会を担う子どもの健全な育 ○貿易保険法施行令の一部を改正する O貿易保険法の一部を改正する法律の 政令 (三二二) 部の施行に伴う関係政令の整備に関 成を図るための次世代育成支援対策 推進法等の一部を改正する法律の 施行期日を定める政令(三一一)

〇地域における医療及び介護の総合的 伴う関係政令の整備等に関する政令 な確保を推進するための関係法律の **釜備等に関する法律の一部の施行に** (三)四

仓

省

平成 26 年 9 月 25 日

〇電波法施行規則等の一部を改正する 省令(総務七四)

〇地域における医療及び介護の総合的 する省令(厚生労働一〇八 伴う厚生労働省関係省令の整備に関 な確保を推進するための関係法律の 釜備等に関する法律の一部の施行に

する政令(三二三)

官

六 (同三二〇) 同三九

〇政治資金規正法の規定による政治団 O政治資金規正法の規定による政治団 体の届出事項の異動の届出があった ので公表する件(同三二一)

9

(同三二三)

示

告

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

〇無線局免許申請書等に添付する無線 的コード及び通信事項コードを除 載するためのコード表(無線局の目 く。)を定める件の一部を改正する件 局事項書及び工事設計書の各欄に記

O登録検査等事業者等規則第二十条及 験の具体的な確認の方法を定める件 の実施方法等及び無線設備の総合試 づく登録検査等事業者等が行う点検 の一部を改正する件(同三一七) 験の具体的な確認の方法を定める件 の実施方法等及び無線設備の総合試 び別表第七号第三の三②の規定に基 づく登録検査等事業者等が行う検査 び別表第五号第三の三②の規定に基

〇電波法施行規則第十五条の二第二項 同項第一号及び第三号の無線局に使 第一号及び第三号の規定に基づき、 の一部を改正する件(同三一八) 用させる電波の周波数を定める件 芫

〇政治資金規正法の規定による政治団 体の届出があったので公表する件

会社決算公告

体の解散の届出があったので公表す (同三二二)

70

出資外国法人等貿易保険の対象となる貨物

設備(航空機及び船舶を含む。)並びに石

油、可燃性天然ガス、石炭及び金属鉱物とす

ることとした。(第二〇条関係)

ことができないことにより受ける損失に係る

禁止等によって当該貨物の代金等を回収する 外国において実施される為替取引の制限又は

〇政治資金規正法の規定による資金管 件 理団体の届出があったので公表する

O登録検査等事業者等規則第十七条及 壱 〇医療法施行規則第三十条の三十三の

諸 事 項

픗

裁判所

特殊法人等 破産、 免責関係

独立行政法人産業技術総合研究所特 算結了・清算人退任関係 株式会社料金の額及び徴収期間の変 定計量器型式承認、東日本高速道路 型式適合認定、厚生年金基金清

会社その他 公債抽せん 人関係 (東京都区)、 行旅死亡

地方公共団体

公

告

関係)

規定する輸出契約等とすることとした。(第一条ぞれ貿易保険法(昭和二五年法律第六七号)に

この政令において、「輸出契約」等とは、それ

2 輸出契約等の定義

こととした。(第一条の二関係) いて定められていることが必要な事項を定める 独立行政法人日本貿易保険が本邦法人を相手 普通貿易保険等の対象となる輸出契約等にお

外国において実施される為替取引の制限又は禁 方として再保険を引き受ける保険 こととした。(第一条の三関係) める一定額を限度として塡補する保険等とする なったことにより受ける損失等を保険契約で定 方として再保険を引き受ける保険は、 止等によって貨物を輸出することができなく 普通貿易保険 独立行政法人日本貿易保険が本邦法人を相手 輸出者が

り受ける損失とすることとした。(第一九条関 用等を新たに負担すべきこととなったことによ 乱により輸出貨物等の保管又は維持に要する費 の締結後生じた外国における戦争、革命又は内普通貿易保険の対象は、輸出者等が保険契約 出資外国法人等貿易保険 出資外国法人等が貨物を販売等した場合に

5

〇政治資金規正法の規定による資金管 理団体の指定の取消しの届出があっ たので公表する件(同三二四)

臣が定める方法を定める件 八第一項の規定に基づき厚生労働大 (厚生労働三六二)

O租稅特別措置法施行規則第二十三条 の五第一項の規定に基づき厚生労働 大臣が定める書類 の十二の二第三項、第二十三条の十 一の三第一項及び第二十三条の十二 (同三六三)

礐

用語の定義

第三一二号)(経済産業省)

〉貿易保険法施行令の一部を改正する政令(政令

法律第一九号)の施行期日は、 日とすることとした。 平成二六年一〇月

◇貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を 貿易保険法の一部を改正する法律(平成二六年 定める政令(政令第三一一号)(経済産業省) 広令のあらま

맫

公布され

全日本病院協会 医療行政情報 http://www.ajha.or.jp/admininfo/ 号

(昭和二十三年法律第百二十号)

第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

木曜日

(号外第 211号)

平成 26 年 9 月 25 日

政令第三百十四号

官

の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部

名 御

御

平成二十六年九月二十五日

国務大臣 麻生 太郎

内閣総理大臣臨時代理

|年法律第二十九号| 第二十一条の七第一項において準用する同法第三条第九項及び国家行政組織法 内閣は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法 第六条、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十 (平成二十六年法律第八十三号)の一部の施行に伴い、並びに医療法 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の 部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (昭和二十三年法律第二百五

- 第 条に次の一項を加える。 一条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。 |第二号」の下に「並びに第三十条の十二」を加え、「適用しない」を「、 適用しない」に改め、 第三条第二項中「並びに第十四条の二第一項第一号」を「、第十四条の二第一項第一号」に改め、 同
- 第五条の二第二項中「同条第二項第十一号」を「同条第二項第十二号」に改める。 皇室用財産である病院又は診療所については、法第三十条の十二の規定は、適用しない。 第五条の十二及び第五条の十五中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改める。
- 、外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令の一部改正) 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令(昭和六十

一年政令第三百六十三号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

第一条中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」を「外国 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行

医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改める。

第二条中「第三条第八項」を「第三条第九項(法第二十一条の七第一項において準用する場合を

含む。)」に改める。 (公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)の一部を 次のように改正する。

(厚生労働省組織令の一部改正) 第二百八十七号中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律... 「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改める。

第四条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。 第三十三条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

る者に限る。)の臨床修練に関すること。 法律第二十九号)の規定による外国看護師等(外国において救急救命士に相当する資格を有す 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年

第三十五条第三号を次のように改める。

る。)の臨床修練並びに外国医師の臨床教授等に関すること。 法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は言語聴覚士に相当する資格を有する者に限 **国医師及び外国看護師等(外国において診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、** 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の規定による外

第三十六条第三号を次のように改める。

る者に限る。)の臨床修練並びに外国歯科医師の臨床教授等に関すること。 国歯科医師及び外国看護師等(外国において歯科衛生士又は歯科技工士に相当する資格を有す 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の規定による外

第三十七条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

関すること。 国看護師等 (外国において助産師又は看護師に相当する資格を有する者に限る。)の臨床修練に 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の規定による外

この政令は、 平成二十六年十月一日から施行する。

厚生労働大臣 內閣総理大臣臨時代理 国務大臣

官 木曜日 平成 26 年 9 月 25 日 第 条

○厚生労働省令第百八号

省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。 び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働 一十六年法律第八十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域における医療及 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 平成二十六年九月二十五日 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の 厚生労働大臣 塩﨑

医療法施行規則の一部改正) 部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

目次中 医療法施行規則 第第第 一一章章章のの 三二医 >三 病院、診療所及び助産所の開設(第一条の十四-第七条)」>二 医療の安全の確保(第一条の十一-第一条の十三)医療に関する選択の支援等(第一条-第一条の十) (昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

を 第第第第

ーーー 章章章章 ののの 四三二総

病院、診療所及び助産所の開設(医療の安全の確保(第一条の十一医療に関する選択の支援等(第一名(第一条) 病医医 (第一条の十四一第七条) ―第一条の十三) 条の二―第一条の十) に、「第四章の二 医療計画

(第三十

(第三十条の三十三の二―第三十条の三十三の七) 一十三の八一第三十条の三十三の十」に改める。 に、「第三十条の三十三の二」

条の二十八一第三十条の三十三)」を

第四章の一

<u>の</u>の 三二

ける病床の機能の分化及び連携の(第三十条の二十八―第三十条の

を「第三十

(第三十条の二十4

一条の二を第一条の二の二とする。 (昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)」を 法 に改め、 同条

章の三を第一章の四とし、 条の二とする。 第一章の二を第一章の三とし、

第一章を第一章の二とし、

同章の

前に次の一章を加える。

省令で定める場所は、次のとおりとする。 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。 毕 「法」という。)第一条の二第三 一項の厚生労働

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の四に規定する養護老人ホーム

老人福祉法第二十条の六に規定する軽貨老人ホーム 老人福祉法第二十条の五に規定する特別発護老人ホーム

老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

法第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、

の九とし、同条の前に次の一条を加える。 一千条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、第四章の三中同条を第三十条の三十三 年法律第八十八号」の下に「。次条において「労働者派遣法」という。」を加え、同条第三項中「第 第三十条の三十三の二第一項中「第三十条の十二第一項第八号」を「第三十条の十七第一項第八 同条第二項中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、「昭和六

第三十条の三十三の八 法第三十条の十五第二項の厚生労働省令で定める者は、同条第一項各号に 第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進第四章の二を第四章の二の二とし、同章の次に次の一章を加える。 げる事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。

病床の機能の区分)

第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第一項の厚生労働省令で定める区分は、 るとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。 次の各号に掲げ

特に高い医療を提供するもの 急性期の患者に対し、 当該患者の状態の早期安定化に向けて、 診療密度の

一急性期機能 もの (前号に該当するものを除く。) 急性期の患者に対し、 当該患者の状態の早期安定化に向けて、 医療を提供する

ADL(日常生活における基本的動作を行う能力をいう。)の向上及び在宅復帰を目的としたリ の提供を行うもの(急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頚部骨折その他の疾患の患者に対し、 ハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。 回復期機能 急性別を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーション

院させるもの 度の意識障害者を含む。)、 長別にわたり旅發が必要な患者(長期にわたり旅費が必要な重度の障害者(重 筋ジストロフィー患者、 難病患者その他の疾患の患者を含む。)を入

法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日

第三十条の三十三の三 月一日とする。 による報告 (第三十条の三十三の六において「病床機能報告」という。)を行う日の属する年の七 法第三十条の十二 一第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、 同項の規定

第三十条の三十三の五 法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、 及び人員の配置その他必要な事項とする。 (法第三十条の十二第一項第四号の厚生労働省令で定める報告事項)

第三十条の三十三の四

(法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)

法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める別間は、

六年間と

(号外第 211号)

第三十条の三十三の六 病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法よ 者」という。)を経由する方法(この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者(以下この項及び次項において「受託前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて病床機能報告 方法により行うものとする。)をいう。 ファイル等に記録する方法 一年に一回、十月一日から同月三十一日までに行うものとする。

計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法線を通じて情報の提供を受ける者の使用に係る電子線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる

物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 書面を交付する方法

省令第百二十九号)第五条第三項の規定による方法を活用して行われるものとする。)をいう。ついて、同令第一条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働年厚生省令第三十六号)第五条第一項に規定するレセプトコンピュータに記録されている情報に (報告事項の変更)

受託者への報告は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一

第一項第二号の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法(この場合における

え、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏ま第三十条の三十三の七 法第三十条の十二第二項の厚生労働省令で定めるときは、同条第一項に規 要と判断したときとする。

方法により行うものとする。 法第三十条の十二第二項の規定による報告は、 前条第一項の規定により厚生労働大臣が定める

第四章の次に次の一章を加える。 第四章の二 基本方針

木曜日

(厚生労働大臣による情報提供の求め)

第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二の規定により、法第三十条の十二第 第三十条の二十八の二中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十一号」に改れた情報の提供を求めるものとする。 項に規定する受託者(以下この条において「受託者」という。)を経由して、同項に規定するファ イル等に記録する方法又は同条第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告さ 項に規定する病床機能報告対象病院等の開設省又は管理者に対し、第三十条の三十三の六第二

平成 26 年 9 月 25 日

第三十条の三十中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改める。、同条第二号中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十一号」に改める。第三十条の二十九第一号中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十号」に改 第四章の三に次の一条を加える。

第三十条の三十三の十 域医療支援事務を適切、 医師についての職業紹介事業の事務を委託する場合にあつては職業安定法(昭和二十二年您支援事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。た衆の三十三の十 法第三十条の十九第三項の原生労働省令で定める者は、同項に規定する地

> に限り、医業についての労働者派遣事業の事務を委託する場合にあつては労働者派遣法第五条第 一項の許可を受け、 **法律第百四十一号)第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者** 又は同法第十六条第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行

第三十五条第一項中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改め、同条第二項中「又は

『附行為』を削る。 附則第五十一条中「(昭和三十八年法律第百三十三号)」を削る。

附則に次の五条を加える。 (移行計画の認定)

十八年法律第八十四号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第十条の三第一項の規定により第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成 ならない。 附則様式第一による移行計画認定申請費に移行計画を添付して、 経過措置医療法人(平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。)は、 移行計画(同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。)が適当である旨の認定を受けようとする 厚生労働大臣に提出しなければ

移行計画は、附川様式第二によるものとする。

3 2

平成十八年改正法附則第十条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりと

合併の見込み

出資者による持分の放棄又は払戻しの見込み

三 平成十八年改正法附則第十条の七の資金の融通のあつせんを受ける見込み

(移行計画に添付する書類)

第五十七条 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第一号に掲げる定款には、 を受ける旨を記載しなければならない。 同条第一項の認定

2 ものとする。 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、 附則様式第三による

3 平成十八年改正法附川第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりと

直近の三会計年度社員総会の議事録 (法第五十三条に規定する会計年度をいう。)に係る貸借対照表及び損益計

うとする認定医療法人(同項に規定する認定医療法人をいう。以下同じ。)は、附則様式第四によ第五十八条(平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定により移行計画の変更の認定を受けよ る移行計画変更認定申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

前項の移行計画変更認定申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。

変更後の移行計画

変更前の移行計画の写し

平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けたことを証明する書類の写し

その他参考となる当類 社員総会の議事録

更の認定を要しないものとする。 移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、 平成十八年改正法附則第十条の四第一項の変

第五十九条 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、 (移行計画の認定の取消し)

平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、 けた旨の定款の変更について、 法第五十条第一項の認可を受けなかつたとき。

平)	成 26 年	9月25日	1 7	下曜日	官		報		(号外第 2	111	号) ————	24
3 現在の法人類型 () イ 出資額限度法人 () ロ 出資額限度法人以外の医療法人	法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設名等医療機関等の名称 所	か図るが出る	+	神口紙 カラ崎貝様兄弟十まであどのようご様口紙 の時別第26条第1項関係) 移行計画認定	すり食べき」から対り食べぎことでとなりてあっている。 書類に加えて、附則様式等ことでとなりてある。 書類に加えて、附則様式等七による指分の放棄があつたときは、認定医療法人は、前項各号の三 その他持分の処分の詳細を明らかにする書類 附別様式第六による出資持分の状況報告書 出資者を落	1676年 一次では、原生労働大臣に提出するものとする。 でして、厚生労働大臣に提出するものとする。 1776年 1777年 17	処分のあつた日から三月を経過する日までに、その旨を草生労動大豆に報告しなけのほか、認定医療法人は、出資者による持分の放棄その他の処分があつた場合にあ総会の議事録	与している。	足はめた受過 飲新る日けす	こうとを受けた日から同日以後一年を経過する日までの期間(認定を受けた日から起算して一年う。) 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定(以下この号及び次号において「認定」といに提出しなければならなり	間で成大きない。	六、認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告五、認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。四、認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。三、認定医療法人が合併により消滅したとき。
 ※1) 持分の一部を放棄し、一部を払戻する出資者については、「持分放棄の見込み」及び 分払戻の見込み」の「一部払戻」の欄に、それぞれ記載すること。 5 移行の期限 年 月 日まで 	基金拠出型医療法人へ移行する場合 基金拠出予定者数: 人 基金拠出予定総額: 円	出資者数 : 人 特分放棄の見込み: 人(全部放棄: 人、一部放棄: 人) 持分払戻の見込み: 人(全部払戻: 人、一部払戻: 人) 特分払戻見込み額: 円	4 出資特分の放棄又は払戻の見込み			3 移行に向けた検討の体制			() 以 基金拠出型医療法人 () 以 基金拠出型医療法人 () に イからいまでに掲げる医療法人以外の医療法人 2 移行に向けた取組の内容	1 参介しようとする () / 対众国 () / 対公国		附則樣式第 2 (附則第56条第 2 項関係)

	6	融資制	度利用の見込み						17 年月日 円 有・無	
			込み () 有・請予定額:	()無					18 年月日 円 有・無	
	L	合併の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						19 年月日 円 有・無	
	г	·		· ()無					20 年月日 円 有・無	ŧ .
(2)		合併の7	方式 () 吸收	又合併・ () 剣			*		合 計 円	
-	- 1		件の場合の法人の状況 ロエナー・オーディ		・()消滅				※注 出資持分の放棄、払戻、譲渡、相続、贈与があった際には、出資者名簿の書き換えを	行う
21	.	合併の村	目手方 法人所在 法 人				•		こと。 附則様式第4(附則第58条第1項関係)	
継			代表者の氏	氏名					移行計画変更認定申請書	_
(号外第		合併の問		手 月頃 					年 月 年 月 年 月 「厚生労働大臣」殿	日
(附	則様式第	3 (附則第57条第2		± 47	dentes			法人所在地	
-				出資	者 名 法 人 名:	簿			法 人 名 代表者の氏名	印
				-	代表者の氏名:				年 月 日付け番 号の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療	
							年 月	日現在	一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定について、下記のとおり変更したいので、局第10条の4第1項の認定を申請します。	1代本的151
報	. [No. 出	資者の氏名又は名称	住 所	出資年月日	出資金額	持分放棄	の見込み	記	
		1			年 月 日	,円	有	無		
		2			年 月 日	円	有	. 無		
ШĴ-		3			年 月 日	円	有·	無		
		4			年月日	円	有 •	無		
Ш		5			年月日	. 円	有・	無	DUBLISHED AND THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR O	
木曜日		6			年 月 日	円	有	無		
		7			年 月 日	円	有	無	年月	日
П		8			年月日	円	有	無	厚生労働大臣 殿 法人所在地	
ŭ		9	!		年 月 日	円	有・	· 無	法人名 代表者の氏名	£П
N H		10		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	年 月 日	円	有	· 無	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の	08の規
争		11			年 月 日	円	有	• 無	定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。 記	•
Ø		12			年月日	円	有	· 無	1 実施状況報告の種別 () 医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告	
N 4¥		13			年月日	円	有	 · 無	() 同条第2項に基づく報告 (移行計画の認定を受けた旨の定款変更)	
平成		14			年月日	円	有	 · 無	() 同条第2項に基づく報告	-
		15			年月日	円	有	· 無	(新医療法人へ移行する旨の定款変更) () 同条第3項に基づく報告	
25		16			年月日	円 円	-	· 無	2 報告が必要となった理由が生じた日 年 月 日	
11			*	<u> </u>			L		3 新医療法人への移行の進捗状況等	

ſШ

附則様式第6 (附則第60条第3項第2号関係)

法 人 名:

111	250	4-1-		•	J.D.	am	±n	<i>t</i> -1	- ‡⊁-
76	'	襦	'n	()	77.	77T.	¥校		₹
E=1									

No.	出資者名	出 資 額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%) C	持分放 棄 額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合 카 D+E+F+G=H
1			円	%	円	. 円	. 円	円	円
2		円	円	%	円	円	円 円	円	. 円
3		円	円	%	円	円	円	円	円
. 4		円	円 円	%	円	円	円	· 円	円
5		円 円	円	.%	円	円	円	円	円
6		円	円	%	円	円	円	円	円
7		円	円	%	円	円	円	円	. 円
8		円	円	%	円	円	円	円	円
9		. 円	円	%	. 円	円	. 円	H	円
10		. 円	円	%	· <u> </u>	円	円	· 円	
11		円	円	%	円	円	円	. 円	P
12		. 円	円	%	円	円 円	円	円	円
13			. 円	%	円 円		円	. 円	円.
14			. 円	%	円 円	円.	円	円 円	円
15		円	円	%	円	円	円	円	円
16		円	円	%	円	. 円	. 円	円	円
17		円	円	. %	円	円	. 門	円	円
18		円	円	%	·円	円	· 円	円	円
19		. 円	円	%	円	円	円	円	· 円
20		. 円	円	%	<u>円</u>	円	円	円	円
計		円	. 円	%	· 円	円	円	円	<u></u>

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

注 「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、異動の日付け、内容、理由等について具体的に記載すること

27

放

(棄日:

Çī

放棄の内容:

出資額:金

私は、

出資持分の放棄申出書

附則様式第7(附則第60条第4項関係)

法人所在地

抁 \geq 名

代表者の氏名:

圧 資先:

뺍

出資時期: 出資者名: (法人名)

2

ယ

併 Ш Ш

田

十二年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

官

第二条
外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則(昭和六

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

別表第一中「別表表一(第一条関係)」を「別表第一(第一条の二関係)」に改める。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章

総則 (第一条—第三条)

第二章 臨床修練及び臨床教授等

(第四条—第十一条)

第三章 雑則(第十二条)

第一章

2 同条第十三号」に改め、「当該病院」の下に「又は診療所」を加え、同条に次の三項を加える。 例等に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第五号の規定による病院又は診療所の指定及び 第十七条等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特 で緊密な連携体制が確保された診療所とする。 第一条の見出しを「(病院等の指定等)」に改め、同条中「外国医師等が行う臨床修績に係る医師法 法第二条第五号の厚生労働省令で定める診療所は、 同号の規定により指定を受けた病院との間

法第二条第十三号の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる病院とする

医学又は歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院

(昭和二十三年法律第二百五号)第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称す

併

第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)

法第二条第十三号の規定により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された病院

田 Ш

ることについての承認を受けた病院

끈

 π

绐 严

下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。 二条第十三号の規定による指定を受ける場合には、緊密な連携体制を確保する病院の管理者の同 第二項の診療所が法第二条第五号の規定による指定を受ける場合又は前項第四号の病院が法第

意書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

する臨床修練(以下「臨床修練」という。)又は同条第十二号に規定する臨床教授等 る臨床教授等病院(以下「臨床教授等病院」という。)」を加え、「臨床修練」を「同条第四号に規定 等」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、「という。)」の下に「又は同条第十三号に規定す 授等」という。)」に改める。 第二条中「第二条第四号の規定により指定した病院」を「第二条第五号に規定する臨床修練病院 (以下「臨床教

は臨床教授等」を加える。 第三条中「指定病院」を「臨床修練病院等及び臨床教授等病院」に改め、「臨床修練」の下に「又

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 臨床修練及び臨床教授等

同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、同条第四項中「第二項第八号」を「第二項第七号」 病院等ごと」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、 五号とし、同項第七号中「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に、「病院ごと」を「臨床修練 に規定する者又は臨床修練病院等の開設者が」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第 **粂第二項第一号において同じ。」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「能力を」の下に「前項 「とする病院」を「とする臨床修練病院等」に、「指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、同号を** 第四条の見出し中「許可」を「臨床修練の許可」に改め、 同条第二項第一号中「限る。」の下に「次 同号を同項第六号とし、同項第八号中

第五条を次のように改める。

(臨床教授等の許可の申請手続等)

第五条 法第二十一条の三第一項の規定により臨床教授等の許可を受けようとする者は、様式第 号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない

- 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 旅券の写し、住民票の写しその他の身分を証する書類の写し
- 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を有することを証する書面の写し
- とを明らかにする出類 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後、十年以上、診療に従事したこ

臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有することを証する

- Б. ことを証する書類 患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨床教授等病院の開設者が有する
- あへんの中毒者であるかないかに関する事項を記載した医師(外国において医師に相当する資 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくは

格を有する者を含む。)の診断書(前項に規定する者が自ら作成したものを除く。

- 分野、期間及び受入れに関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の氏名を記載した臨床教 臨床教授等を行おうとする臨床教授等病院の名称並びに臨床教授等病院ごとの臨床教授等の
- 教授等責任者の承諾書 臨床教授等を行おうとする臨床教授等病院の長及び受入れに関する業務を統括管理する臨床

許可証用写真一葉

- 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。
- 臨床教授等計画書に記載した事項に変更を生じたときは、 項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師(以下「臨床教授等外国医师等」という。)は 直ちに変更後の臨床教授等に係る第一

第五条の次に次の三条を加える。

官

第五条の二 法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める (法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの厚生労働省令で定める者)

者は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七条の二第一項の規定に より証明書が交付されている者とする。

2

(臨床修練の許可の有効期間に係る更新の申請手続)

第五条の三 法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、 二号による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 様式第

- 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 第四条第二項第一号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる書類
- 法第四条第一項の臨床修練許可証(第六条及び第七条第一項において「臨床修練許可証」 ع
- 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類

(臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続)

第五条の四 可の有効期間の更新を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣に提出し なければならない。 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第三条第六項の規定により許

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 第五条第二項第一号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる書類
- 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第四条第一項の臨床教授等許可証 (次条及び第七条第一項において「臨床教授等許可証」という。)
- 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明らかにすることができる書類
- 第六条中「法第四条第一項の臨床修練許可証(以下「許可証」という。)」を「臨床修練許可証及 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない

び臨床教授等許可証」に、「様式第二号」を「様式第三号」に改める。

3

式第三号」を「様式第四号」に改める。 を「、臨床修練許可証又は臨床教授等許可証(以下「許可証」という。)」に改め、同条第二項中「様 第七条第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、「、許可証

下に「又は臨床教授等外国医師等」を加える。 第八条第一項中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を加え、同条第三 「様式第四号」を「様式第五号」に改め、 同条第三項及び第四項中「臨床修練外国医師等」の

「又は臨床教授等」を加える 第九条中「臨床修練外国医師等」の下に「又は臨床教授等外国医師等」を、「、臨床修練」の下に

第十条及び第十一条を次のように改める。

(総括臨床修練指導医等及び総括臨床教授等責任者

第十条 臨床修練病院等の長は、当該臨床修練病院等における臨床修練の円滑な実施を図るため必 臨床修練指導歯科医又は総括臨床修練指導者として選任するものとする。 要があると認めるときは、

臨床修練指導医等のうちから

一人を総括臨床修練指導医若しくは総括

るものとする があると認めるときは、 臨床教授等病院の長は、当該臨床教授等病院における臨床教授等の円滑な実施を図るため必要 臨床教授等責任者のうちから一人を総括臨床教授等責任者として選任す

(臨床修練証明書)

第十一条臨床修練外国医師等は、 第十一条の次に次の章名を付する。 当該臨床修練外国医師等が法に基づき臨床修練を行つた旨の証明を求めることができる。 様式第六号により、臨床修練病院等の長及び厚生労働大臣に対

第三章 雑則

第十二条を次のように改める。

第十二条 第八条第四項に規定する返納の期限が行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律 もつてその期限とみなす 第九十一号)第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日を

第十三条から第十六条までを削る。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

29 平成26年9月25日 木曜日 官

(号外第 211号)

様式第一号(第四条第一項及び第五条第一項関係)

写真	収入印紙欄		※許可番号	
photo	revenue stamp			
40mm×30mm		:		
			※許可年月日	

報

臨床修練/臨床教授等許可申請書 APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣

殿

To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床 教授等の許可を申請します。

Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

	- L	□臨床修練/Advanced clinical training						
目自	勺/Purpose	□臨床教授/Clinical teaching □臨床研究/Clinical m						
国籍		生年月日		年	月	Ħ		
Nationality		Date of birth	Year	Month	Day			
	原語表記							
	in the original letters							
氏 名	英語表記					_		
Name	in English			<u> </u>				
	日本語表記 (カタカナ)							
,	in Japanese Katakana		٠.	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
性 別/Sex		□男/Male □女/Fema	le '					
出生地/I	Place of birth	·						
, 本国に	おける居住地							
Home	town/city							
日本に	おける居住地							
Addres	ss in Japan				`	·		
電話番号/	Telephone No.							
·		□帰国/Return to your co	ountry			·		
臨床修練又は臨床	末教授等終了後の予定	勤務予定先/Intended	place	of work				
Plans after the adva	nced clinical training or		-					
clinical tead	ching and research	□その他/others						
		()		

	T				·	
	資格を取得した外国の)国名				•
	Country where the license is obtained					
N 同居在 (华公居在 专题结构)	資格を取得した年月日			年	月	. 月
外国医師(歯科医師・看護師等)	Date when the license is obtained			Year	Month	Day
資格	,	原語表記				
Foreign license of	,	in the original letters				
medical practitioner	資格の名称	英語表記				
(dental practitioner • nurse)	Name of the license	in English				
		日本語表記(カタカナ)				
		in Japanese Katakana				
	成年被後見人又は被係	成年被後見人又は被保佐人であることの有無			/No	
	An adult ward or a	person under curatorship		口ありん	∕Yes	•
				口なしん		
	罰金以上の刑に処せられたことの有無			一ありん	/Yes	
日本国及び外国において	Fine or severer pun				内容/Details	:
欠格事由に該当しない旨の申述				(,	` `
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				` □なしノ	/No	
Declaration that applicant has	 医業停止等の行政処分	を受けたことの有無		口あり		
not come under grounds for	license suspension	1 e x 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 /			内容/Details	
disqualification	Tronse suspension			(147 Details	``````````````````````````````````````
in Japan or overseas				ロなし,	/No	,
	医重に関す 初罪 マド	t不正の行為を行ったことの	右無	ロなしん		
			/H ##			
·	Criminal records con	ncerning medical affairs		共14的)	为容/Details	,
				()

以上の記載内容は事実と相違ありません。

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年、	.月	日
Year	Month	Day

(注 意)1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(Remarks) Use the paper of Japan Industry Size A 4.

2. ※印の欄には、記入しないこと。

Column with **sign is for official use only.

- 3. 黒ボールペンを用い、かい書又はプロック体ではっきり記入すること。 Write clearly in block letters with ball - point pen.
- 4. 収入印紙には、消印をしないこと。

Don't seal the revenue stamp.

指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
 Fill in Japanese or English except in indicated cases.

31 平成 26 年 9 月 25 日 木曜日 官 報

(号外第 211号)

様式第二号(第五条の三第一項及び第五条の四第一項関係)

写 真 photo	収入印紙欄 revenue stamp	※許可番号
40mm×30mm		※許可年月日

臨床修練/臨床教授等許可更新申請書 APPLICATION FOR RENEWAL OF EFFECTIVE TERM OF PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣

殿

To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床 教授等の許可の有効期間の更新を申請します。

Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for renewal of the effective term of the permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

			1			<u>-</u>		
許可番号		許可年月日		年	月	日		
Permission No.		Date of permission		Year	Month	Day [*]		
		□臨床修練/Advanced clinical training						
Ħ	的/Purpose	□臨床教授/Clinical	teaching[□臨床研究	/Clinica	l research		
国 籍		生年月日		年	月	日		
Nationality	•	Date of birth	Year	Month	Day			
	原語表記		1					
	in the original letters	÷ .						
氏 名	英語表記							
Name	in English			•		٠.		
	日本語表記 (カタカナ)							
<i>,</i>	in Japanese Katakana							
, 日本	における居住地							
·	ress in Japan							
電話番	号/Telephone No.							
		,						
	更新の理由							
Reas	on for renewal							
		□帰国/Return to you	r country		,			
臨床修練又は	臨床教授等終了後の予定	勤務予定先/Inten	ded place	of work		-		
Plans after the ac	lvanced clinical training or							
clinical t	eaching and research	□その他/others						
						,		

	成年被後見人又は被保佐人であることの有無	ロなし/No	
	An adult ward or a person under curatorship	□あり/Yes	
•		ロなし/No	
日本国及び外国において 欠格事由に該当しない旨の申述	罰金以上の刑に処せられたことの有無	□あり/Yes	
	Fine or severer punishment	具体的内容/Details	•
欠格争田に該当しない旨の中亚		()
D. 1		口なし/No	,
Declaration that applicant has	医業停止等の行政処分を受けたことの有無	□あり/Yes	
not come under grounds for	license suspension	具体的内容/Details	
disqualification)
in Japan or overseas		口なし/No	
	医事に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無	□あり/Yes	
	Criminal records concerning medical affairs	具体的内容/Details	•
	·)

以上の記載内容は事実と相違ありません。

I hereby declare that the statement given above is true and correct.

牛	月	Ħ
Year	Month	Day

意) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(Remarks)

Use the paper of Japan Industry Size A4.

2. ※印の欄には、記入しないこと。

Column with **sign is for official use only.

- 3. 黒ボールペンを用い、かい書又はブロック体ではっきり記入すること。 Write clearly in block letters with ball - point pen.
- 4. 収入印紙には、消印をしないこと。 Don't seal the revenue stamp.
- 5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。 Fill in Japanese or English except in indicated cases.

様式第三号 (第六条関係)

(表面)

	·		(外国歯科医師・外国看護師等) ner(Foreign Dental Practitioner・Foreign Nurse)						
	CERTIFICATE		F練許可証/臨床教授等許可証 NCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH						
	Тур	許可の種別 e of Permission	□臨床修練/Advanced Clinical Training □臨床教授等/Clinical Teaching and Research						
		国籍 Nationality							
	氏名	(ローマ字) (in Roman Letters)							
	Name	(カタカナ) (in Japanese Katakana)	·						
	許可番号 (Permit No.)		許可年月日 年 月 日 Date of Permit Year Month Day						
	写真 photo	許可の期限 Term of Permission 厚生労働大臣	公印						
L		Minister of Health	, Labour and Welfare						

(裏面)

(注意事項)

(Remarks)

1. 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等は、厚生労働大臣の指定する病院又は診療所 において臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者の実地の指導監督の下に臨床修練を行わなけ ればならない。

Foreign medical practitioners, dental practitioners or nurses are permitted for advanced clinical training, only under the tuition and supervision of clinical instructors in the hospitals or clinics designated by the Minister of Health, Labour and Welfare.

2. 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師は、厚生労働大臣の指定する病院において臨床教授等を行わなければならない。

Foreign medical practitioners or dental practitioners are permitted for clinical teaching and research, only in the hospitals designated by the Minister of Health, Labour and Welfare.

3. 許可の条件は、次のとおりとする。

Conditions of permission is as follows.

4. 外国医師又は外国歯科医師は、処方せんの交付を行うことができない。

Foreign medical practitioners or dental practitioners are not permitted to issue prescriptions.

5. 外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等は、臨床修練又は臨床教授等を行う時、この許可証を見やすい位置に着用しなければならない。

During clinical training or clinical teaching and research, foreign medical practitioners, dental practitioners or nurses must wear this certificate at a visible place.

官

様式第四号(第七条第二項関係)

※許可番号					※書換交付年	月日		
PLICATION FOR REWRI	TTING CER				数授等許可証書的			ACUING AND PRSEA
	「証の種別	ii)		□臨床修 Certifi □臨床教	東許可証 ication of Permi 受等許可証	ission of	Advanced clinic	cal training
許可番号 Permit No.					許可年月 Date of Per	日	年	
変更を生じた事項 Items to change	[
			変 be	更 efore Char	前nge		変 更 after Char	後 nge
· 国籍 Nationality				2.3				
氏 名 Name (原語) in Original Letter	rs)					·		
(ローマ字) (in Roman Letter:	s)	(Last)		(First)	(Middle)	(Last)	(First)	(Middle)
(カタカナ) (in Japanese Kata 変更の事由	akana)	(Last)		(First)	(Middle)	(Last)	(First)	(Middle)
Reason for Chan	ige							
上記により、関(As mentioned al ecessary document	係書類を bove, I						of Permission,	and submit t
上記により、関化 As mentioned ab	係書類を bove, I s.						of Permission,	and submit t
上記により、関化 As mentioned al ecessary document 日本における居住 Present Address in	係書類を bove, I s. 地 Japan Tel. J	hereby				tificate	of Permission,	
上記により、関d As mentioned al ecessary document 日本における居住 resent Address in 電話番号	係書類をbove, Iss. 地 Japan Tel. 」	hereby	apply	for rew		tificate	of Permission,	
上記により、関As mentioned alecessary document. 日本における居住.resent Address in 話 番 号	係書類をbove, I ss. 地 Japan Tel.]	hereby No.	apply Letter	for rew		tificate)	
上記により、関d As mentioned al ecessary document 日本における居住 Present Address in 電話番号	係書類をbove, I ss. 地 Japan Tel.] (「p」(in f)(カタ	No. Pi) priginal マ字)	apply Letter	for rew	riting the Cer	c/o	t) (Mi	方.
上記により、関As mentioned alecessary document. 日本における居住. Present Address in 電話番号	係書類を bove, I s. 地 Japan Tel. 」 (原語 (in c (in f (in f	No. 引) priginal ーマ字) Roman Let	apply Letter	for rew	riting the Cer	c/o (Firs	t) (Mi t) (Mi 日	方。 ddle)
上記により、関係 As mentioned at ecessary document. 日本における居住。 Present Address in 電話番号 氏名 Name 生年月 Date of B	係書類 I ss. 地 Japan Tel. Ji (in 力 fin 力 f	No. F) Original マ字) Roman Let カナ) Japanese	apply Letter ters)	for rew	(Last) 年	c/o (Firs	t) (Mi t) (Mi 日	方 ddle)
上記により、関係 As mentioned at ecessary document. 日本における居住。 中esent Address in 電話番号 氏名 Name 生年月 Date of B	係書類 I ss. 地 Japan Tel. Ji (in 力 fin 力 f	No. F) Original マ字) Roman Let カナ) Japanese	apply Letter ters)	for rew	(Last) 年	c/o (Firs (Firs 月	t) (Mi t) (Mi 日	方。 ddle)
上記により、関As mentioned alecessary document. 日本における居住. Present Address in 電話番号 氏名 Name 生年月 Date of B 「厚生 To: Mini	係書類 I ss. 地 Japan Tel. Ji (in 力 fin 力 f	No. F) priginal ーマ字) Roman Let カナ) Japanese 大 臣 Health, Lab	apply Letter ters)	for rew s) nd Welfare 月 Month	(Last) (Last) 年 Year	c/o (Firs (Firs 月	t) (Mi t) (Mi 日	方。 ddle)

式第五号(第八章		対1 条)	· · ·		ツ東 六 H	Æ 8 D				7
※計 円	金 方. —————				※再交付	<u>_</u>				<u>.</u>
PPLICATION FOR RE	ISSUE OF	CERTIFIC				可証再交付申記 CLINICAL TRA		CLINICAL TEAC	HING AN	D RESEAR
Type of Cert	許可証の種 ification		ission	Certi:□臨床教	授等許可証	ermission of e				n .
許可番号 Permit N					許可至 Date of	手月日 Permit	年 Year	月 Month	日 Day	
国 籍 Nationality		,			出 Place	生 地 of Birth				
氏 名 (原語)(in Origin	Name al Letters	;)			,					
(ローマ字) (in Roman Lett	ers)				(Last)	(First)		(Middle)		
(カタカナ) (in Japanese M	atakana)				(Last)	(First)		(Middle)	,	
生 別 Sex ,	男 Male	Fe	女 emale		,					
生 年 月 Date of B				年 ear	月 Month	日 Day			5	
上記の許可証を I hereby ap ocuments.									the	necessar
日本における Present Addres		1				c/o				方
電話番号	Tel. No.				,	('))			
,	(原語) (in Ori	ginal	Letters)							
氏 名 Name	(п		ters)		(Last)	(Firs	t)	(Middle)		•
Name	(カタカ) (in Jap		Katakana)	(Last)	(Firs	t)	(Middle)		
生 年 月 Date of E			. ,		年 Year	月 Month	日 Day			
厚生労働					殷					, ,
To: Mini (Date)	ster of	Health, 年 Year	Labour 月 Mont		lfare 日 Day					
			国 S	圣名 ignature	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

様式第六号 (第十一条関係)

臨床修練証明書 CERTIFICATE OF ADVANNCED CLINICAL TRAINING

官

国 籍	出生地	<u>t</u>		
Nationality	Place	of Birth		
氏名 (原語)				
(in Original Letter	·s)			
(Name) <u>(ローマ字)</u>		-	• .	
(in Roman Letters)	(Last)	(First)	(Middle)	ı
生年月日	年_	<u>_</u>	<u> </u>	日
Date of Birth Year Mor	nth Day			

上記の者は、次のとおり、臨床修練を行った者であることを証明する。 This is to certify that the person mentioned above received the advanced clinical training ,as follows.

- 1. 臨床修練を行った病院の名称
 Name of hospital in which he/she has received advanced clinical training
- 2. 臨床修練の内容 Details of advanced clinical training
- 3. 臨床修練の期間 Term of advanced clinical training

	年	月	· 日	
(Date)	Year	Month	Day	
		病防	完の長	印
			sidennt of Hospital	
			<u>修練指導医(指導歯科医・指導者)</u> cal Instructor	 即

上記の者は、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、臨床修練の許可を受けた者であることを証明する。

This is to certify that under the provision of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., the person mentioned above was granted permission for advanced clinical training.

年 月 日 (Date) Year Month Day

厚生労働大臣

Minister of Health, Labour and Welfare

印

(施行期日)

報

ることができる。

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報涌 第三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六 め、「第十一条第一項」の下に「及び第二十一条の六」を加える。 する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改十二年法律第二十九号)の項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特別等に関 信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。 技術の利用に関する省令の一部改正 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正) (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の 別表第一表二外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六 〔厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の 第一条第一項第一号中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改める。 様式第七号から様式第九号までを削る。 一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省 令 第十八条第一項第十号を次のように改める。 (平成二十二年厚生労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一条

第六条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。 を加える。 びに臨床修練及び臨床教授等の許可」に改め、「こと」の下に「(他課の所掌に属するものを除く。)」 改め、「病院」の下に「又は診療所」を加え、「、臨床修練の許可及び臨床修練指導医の認定」を「並 (厚生労働省組織規則の一部改正) 第十四条第二項第二号中「外国医師の臨床修練」を「外国医師等の臨床修練及び臨床教授等」に 則

2 平成二十六年における第一条の規定による改正後の医療法施行規則(以下この項において「新規 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。 (経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)に 則」という。)第三十条の三十三の三に規定する病床機能報告に係る新規則第三十条の三十三の六第 より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、 項の規定の適用については、 「同項中「同月三十一日」とあるのは、「十一月十四日」とする。 当分の間、これを取り繕って使用す

		要にび構 なぞ人造 事項 項 心配 必	同い床規項条う。 じうの定第の今) ・。。。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・	「五法和(阿 五法和(阿 五法(阿 五法(阿 二二年 二二年 一二年 に に に に に に に に に に に に に		〇厚生労働省告示第 に建い、及び医療法施行規則(四 を療法施行規則(四 医療法施行成則(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成則)(四 医療法施行成)(四 医療法施行成)(四 医療法施行及) 医療法施行及 (四 医療法施行及) (四 医療法施行及) (四 医療法施行及) (四 医療法施行及) (四 医療法 医療法 医療法 (四 医療法 医療法 (四 医療法 (四 医療法 (四 医療法 (四 医療法 (四 医療法 (四 医 (四 医 (四 医 (四 医 (四 医 (四 医 (四 医 (四
(4) 係る十九るたその第正ち、(2) 療者人子の一八人子の一八人子の一八人子の一八人子の一八人子の一八人子の一八人子。 (2) 療者の一八人子の一次 (4) からい。 (4) からい。 (4) からい。 (5) からい。 (5) からい。 (6) からい。 (6) からい。 (6) からい。 (6) からい。 (7) から	(3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	7等	に規定する基準日後病床機能	機能とする基準日における病味の一、法第三十条の十二第一項第一号	報告内容	2070年の第二十六四の一個であるとおり、 では、 一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一
		又あ(2)所(2)所(2)所(2)所(2)所(2)所(2)所(2)では、(1)を(2)では、病(2	病棟	じ。) ・ 以下同 をいう。 ・ 以下同 ・ 以下同 ・ 以下同	報告単位	で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、
		法ファイル等に記録する方	法ファイル等に記録する方ファイル等に記録する方	録する方法」という。) 、以下「ファイル等に記録する方法」という。) ・規則第三十条の三十三の 規則第三十条の三十三の	報告方法	とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。

						. •	
(6) 救急病院等を定める省令 号) 第二二十九年厚生代令時八 号) 第二二十九年厚生代令時八 号) 第二二十九年厚生代令時八 日 コンピュータ断層撮影装置 の数 (i) 六十四列以上の検出器を 有するコンピュータ断層撮影装置	手中国内がより回れ合う	科は以下では、 科はないでは、 科はでは、 本では、 本では、 本では、 本では、 なでは、 なが、 では、 なが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	の を の の の の の の の の の の の の の	(4) 在宅寮養支援病院(一診寮報 れた該当かっないずれかに該当するかの別表第一から別表第一から別表第一なら別表第一なら別表第一次のいずれかに該当する。	TTT系数II 「PA TTT系数II 「PA な、機能率値係数 歌大臣が指定す 歌大臣が指定す	東京であるで 東京では 東京で 東京で 東京で 東京で 東京で 東京で 東京で 東京で	(2) 薬剤師、理学療法士、作業及び看護補助者の数 (1) 助産師、昏護師、准看護師 (1) 人員の配置
療提入 療供 の内容 医に							
ホニハロイ	ホ 予定入院(あらかじめ入院することが決まっていた場合の入院をいう。)及び緊急入院(予定院をいう。)の患者の人数の人数を保護を必要とする退棟患者の人数	四 人棟患者の状況	(3) 東音の数 では、東音の表別では、東音の表別では、 は、京の表別では、東音の表別では、 は、東音の表別では、 では、東音の表別では、 では、東音の表別では、 では、東音の表別では、 では、東音の表別では、 では、一般では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		田 静磁場強度が一・五テス ラ以上三テスラ未満の磁気 共鳴画像診断装置の数 共鳴画像診断装置の数 大鳴画像診断装置の数 大鳴画像診断装置の数	(7) 磁気共鳴画像診断装置 上の磁気共鳴画像診断装置 上の磁気共鳴画像診断装置の数 実護の数	するコンピュータ析習最影で、一大列未満の検出器を有い、一条断層撮影装置の数ピュータ断層撮影装置の数に、一大列未満の検出器を有するコンピュータが開発が表現が、
病棟		病棟					
方法」という。 方法」という。 う。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	法アイル等に記					,

準を横たす患者の割合 要度について測定を行っている 悪者の重症度、医療・看護必要度の基 要度について測定を行っている 東度について測定を行っている 患者の重症度、医療・看護必	ワ血球成分除去療法の実施件数	ヲ 吸着式血液浄化法の実施件数	ヌー人工心肺の実施件数	定の実施件数 リー日当たりの頭蓋内圧持続測	工心臓の実施件数・植込型補助人	ト経皮的心肺補助法の実施件数	の実施件数へ、大動脈バルーンパンピング法	数持続緩徐式血液濾過の実施件ホー特続緩徐式血液濾過の実施件	数に、一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一	い 女皇役送参寮料つ草三牛女 (川の算定件数 ハイリスク妊産婦共同管理料	定件数 イ ハイリスク分娩管理加算の算 イ ハイリスク分娩管理加算の算	算定件数算定件数	数	数を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	リー分娩の実施件数 利肝動脈内注入の実施件数 手 肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍	実施件数トが抗悪性腫瘍剤局所持続注入のトル抗悪性腫瘍剤局所持続注入の	の算定件数の算定件数の算定件数の算定件数の実施件数の実施件数の実施件数の実施件数の実施件数の実施件数の	中数 ハ 術中迅速病理組織標本の作製 ハ 病理組織標本の作製件数	イ悪性腫瘍手術の実施件数	の疾患の治療状況、がん、脳卒中、心筋梗塞その他 病棟
				•				-			ル等に記録する方法) ・レセプト情報による方法								ル等に記録する方法)	「リこちっては、ソアイーレセプト情報による方法」

十 重症患者に対する治療等の実施 ・	チ 退院前訪問指導料の算定件数 将料の算定件数	数へ介護支援連携指導料の算定件を	文 退院時共同指導料2の算定件 本 退院時共同指導料2の算定件数 料①の算定件数 ニー 地域連携診療計画退院時指導	算の算定件数 第の算定件数 京及び牧急・在宅等支援旅養病 原及び牧急・在宅等支援旅養病	件数 (特数) (特数) (特数) (特数) (特数) (特数) (特別) (特別) (特別) (特別) (特別) (特別) (特別) (特別	タ 救急車の受入作数 に入院となった患者の数 直ち	の数の数は存間に受診した患者	の実施件数ワー食道圧迫止血チューブ挿入法ター心膜穿刺の実施件数	数 カウンターショックの実施件	牛数マーシング法の実施マーシング法の実施件数・株表面ベーシング法又は食道	施件数チャー・教命のための気管内挿管の実	定件数とは一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	章の章を牛牧への意の章を手数とは「大きな」の章を牛牧の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	算定年版本では一般では、一年では一般である。	章定件以二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	算定件以 ハー精神科疾患患者等受入加算の	の尊定件以口の存に作り、後間休日救急般送医学管理料の関係の対象を表現の対象を表現している。	イ 院内トリアージ実施料の算定人 救急医協の実施状況
病棟					病棟									,			療所) がいていま	までにあって病棟(カからタ
レセプト情報による方法					レセプト情報による方法		`										る方法)	さ、ファイレ等こ記录すー(カからタまでにあってレセプト情報による方法

						
ワ 回復期リハビリテーション病 根入院料を算定していた者 を算定している病棟にあって に、一次棟時に比較し で四点以上(回復期リハビリ で四点以上(回復期リハビリ で四点以上(回復期リハビリ で四点以上(回復期リハビリ で四点以上(回復期リハビリテーション病棟に を含む。の日常生 は、三点以上)改善していた者	ヲ 回復期リハビリテーション病 大院料を算定している病棟に 様大院料を算定している病棟に が大院料を算定している病棟に が生活情能の評価をいう。 では、ルの日常生活機能評価(基本 が生活情能の評価をいう。 では、ルの日 常生活情能の評価をいう。 では、 であった、入 をおいて同じ。 が十点以上であった おいての数 においての数 においての数 においての数 においての数 においてが、 にはいが、	を ・	リーリハビリテーションの是共を 大 人院時訪問指導加算の算定件	の算定件数 の算定件数 の算定件数 リハビリテーション充実加算	またいでいたリハビリョン及び早期のリハビリテーショの真定件数 の実態を関リハビリテーショののでは、 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	二 日当たりの衝血的動脈圧測定の実施件数 八日当たりの人工呼吸の実施件数 件数 件数 件数 件数 件数 件数 件数
	,				病柳	•
·		•			' '	
			,			
	-		•		る方法) という は、リカラン・アース は、アファン・アース は、アファン・アース は、アファン・アース は、アース	
					法) インアトト インアント ルカラフま	
	•		×		等でに にによ	
					記ある 録っ方 すて法	•

告単位については、同欄中「病棟」とあるのは、「病院又は診療所」とする。第十二号、第十三号及び第十四号(こに係る部分に限る。)に掲げる報告内容に係る第二欄に掲げる報告(わからタまでに係る部分を除く。)、第九号、第十号、第十一号(りからワまでに係る部分を除く。)、第八当分の間、第一欄第五号、第六号(りに係る部分を除く。)、第七号(カに係る部分を除く。)、第八附則

口 褥 瘡評価実施加算の算定件数の算定件数 加算の算定件数及び準超重症児(者) 算定件数算定件数である。 取りの数
診療所内及び診療所外での看 算の草定件数強度行動障害入院医療管理加強度行動障害入院医療管理加 算定件数特殊疾患入院施設管理加算の 定件数 件数
重症皮膚潰瘍管理加算の算定 往診を行った患者の数 長期療養患者の受入状況 重度の障害者等の受入状況 病床を有する診療所の役割 訪問診療の実施回数 病床を有する診療所の機能 重度褥瘡処置の実施件数 、病状が急変した患者の入棟件 (者) 入院診療加算 病棟 プト情報による方法)
法(二にあっては、レセファイル等に記録する方 レセプト情報による方法 レセプト情報による方法

等に関する政令 新旧対照条文 目次 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の

部の施行に伴う関係政令の整備

医療法施行令
(昭和)
十三
年政会
令第三 _三
旦二十
六号)
(抄)
第一
条関係)

 \bigcirc

•	
	ŀ
	ŀ
	l

第三条 第 2 第五条の二 3 2 意を得た数とする。 同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、 より、算定基準に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、 こととする場合の基準病床数は、厚生労働省令で定めるところに 号並びに第三十条の十二の規定は、 については、 収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又は診療所 第五項に規定する基準(以下「算定基準」という。 定する基準病床数(以下「基準病床数」という。) 条 条 (法の (基準病床数の算定の特例) 法第三十条の四第六項の規定により、 の規定は、 刑事施設、 皇室用財産である病院又は診療所については、 適用に関する特例 (略 (略) 略 改 (略) 法第六条の三 適用しない。 /年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者 第十四条の二第一項第一号及び第二 正 適用しない。 同条第二項第十二号に規 法第三十条の十 に関する同条 案)によらない その同 その 第三条 2 第五条の二 2 第 (新設) 同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、 より、 第二号の規定は適用しない。 収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又は診療所 意を得た数とする。 こととする場合の基準病床数は、 については、 第五項に規定する基準 定する基準病床数 条 刑事施設、 条 (法の 基準病床数の算定の特例 法第三十条の四第六項の規定により、 算定基準に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、 適用に関する特例 (略) (略) 略 現 (略) 法第六条の三並び 少年院、 (以下「基準病床数」という。 (以下「算定基準」という。 /年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者 厚生労働省令で定めるところに 第十四条の 同条第一 一項第十 に関する同条 項第)によらない 行 一号に規 その同 その

第五条の三 (略)

第五条の四

略

日を、 |五条の十二 医療法人が、 条第六項及び第五十七条第五項の規定による都道府県知事の認可 に係る事項に該当するときは、 十九号) 登記の届 登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、 遅滞なく、 の規定により登記したときは、 \mathbb{H} 都道府県知事に届け出なければならない。 組合等登記令 登記の年月日を届け出るものとす 登記事項及び登記の年月 (昭和三十九年政令第二 第五十五 ただ

第五条の十四 書類の保存期間 (略

第五条の十五 主たる事務所の所在地の都道府県知事」とあるのは 条の規定の適用に 第六項及び第五十七条第五項」とあるのは「法第六十八条の二第 臣」と、第五条の十二中「都道府県知事」とあるのは えて適用される法第四十二条の二第一項」と、 介護老人保健施設を開設する医療法人に係る第五条の五及び前三 五十条第一項、 項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、 項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替 都道府県知事」とあるのは 「法第四十四条第一項、 二以上の都道府県の区域において病院 第五十五条第六項及び第五十七条第五項」と、 ついては、第五条の五中「法第四十二条の二第 第五十条第一項、 「厚生労働大臣」とする。 「当該医療法人の 「厚生労働大 第五十五条 診療所又は 「厚生労働

> 第五条の三 略

第五条の四 略

登記の届 世

五条の十二 医療法人が、 日を、 条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可 に係る事項に該当するときは、 十九号)の規定により登記したときは、 登記事項が法第四十四条第 遅滞なく、 都道府県知事に届け出なければならない。ただ 組合等登記令 登記の年月日を届け出るものとす 項、 第五十条第一項、第五十五 登記事項及び登記の年月 (昭和三十九年政令第二

第五条の十四 書類の保存期間 略

第五条の十五 条の規定の適用については、 第六項及び第五十七条第四項」とあるのは 臣」と、第五条の十二中 主たる事務所の所在地の都道府県知事」とあるのは 介護老人保健施設を開設する医療法人に係る第五条の五及び前1 五十条第一項、 大臣」と、「 えて適用される法第四十二条の二第 項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第 項」とあるのは 都道府県知事」とあるのは 法第四十四条第 二以上の都道府県の区域において病院 第五十五条第六項及び第五十七条第四項」と、 「法第六十八条の二第 「都道府県知事」とあるのは 第五条の五中「法第四十二条の二第 項、 第五十条第一項、第五十五条 一項」と、 「厚生労働大臣」とする。 一項の規定により読み替 「法第六十八条の二第 「当該医療法人の 「厚生労働大 診療所又は 「厚生労働 一項、 第

,	0
(第二条関係)	外国医師等が行う
	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	肺法第十七条等の特
•	行例等に関する法律
	施行令(昭和六十
	十二年政令第三百六十三号)
	(抄)

(傍線の部分は改正部分)

	第の例一	
とる四行場条手す電年政合数	の政令で定める医業又は歯科医業は、処方せんの交付とする。例等に関する法律(以下「法」という。)第二条第四号イ又は口例等に関する法律施行令に関する法律施行令。 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例	改
を使用する場合に で定める手数料 の技術の が第三条第一項 (法第二十一条の	協財医業は、処 で定め で定め で定め で定め で定め	正
る。	で定める医業又は歯科医業は、処方せんの交付とする。関する法律(以下「法」という。)第二条第四号イ又は口外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特別医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例	案
千に (三準 百規平百用 円定成円す	る 又 等 業 の 特	·
百円)とする。	政令で定める医業又は歯科医業は、処方せんの交付とする。 等に関する法律(以下「法」という。)第二条第四号イ又は第一条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の法第二条第四号イ又はロの政令で定める医業又は歯科医型に関する法律施行令	現
百円)とする。 規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、一万五千平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(二条 法第三条第八項の政令で定める手数料の額は、一万五千三(手数料)	政令で定める医業又は歯科医業は、処方せんの交付とする。 等に関する法律(以下「法」という。)第二条第四号イ又はロの一条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例(法第二条第四号イ又はロの政令で定める医業又は歯科医業) 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等	行

 \bigcirc とする。 (第三条関係) 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号) 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、 百八十八~四百三十六 一百八十七 ~二百八十六の二 等の特例等に関する法律 改 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条 (略) (略) (昭和六十二年法律第二十九号) 正 案 次のとおり とする。 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、 百八十七 |百八十八~四百三十六 ~二百八十六の二 の特例等に関する法律 現 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等 (抄) (略 (昭和六十二年法律第二十九号) (略)

(傍線の部分は改正部分)

行

次のとおり

(傍線の部分は改正部分)

(第四条関係) 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号) (抄)

第三十七条 几 (看護課の所掌事務) 師又は看護師に相当する資格を有する者に限る。 等に関する法律の規定による外国看護師等 等に関する法律の規定による外国歯科医師及び外国看護師等 関すること。 る者に限る。 外国において歯科衛生士又は歯科技工士に相当する資格を有す 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例 (略) (略) (略) 看護課は、 の臨床修練並びに外国歯科医師の臨床教授等に 次に掲げる事務をつかさどる。 (外国において助産 の臨床修練 第三十七条 儿 (新設)

(略)

(看護課の所掌事務)

看護課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

四

(略)

三

(略)

に関すること。

(略

\circ	O ·	0	0	00,
) 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)(抄)(第六条関係)	高度専門医療に(平成十七年厚生	厚生労働省の所管(第三条関係) …	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)(抄)(第二条関係)) 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十七号)(抄)) 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)(抄)(第一条関係)

省令の整備に関する省令「新旧対照条文」目次地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の

部の施行に伴う厚生労働省関係

。) 第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとお第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という	第一章 総則	附則 第五章・第六章 (略) 十三の八―第三十条の三十三の十) 第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等(第三十条の三	一の三は一の三とを療動	第四章の二 基本方針(第三十条の二十七の二)第二章~第四章 (略)第一章の四 病院、診療所及び助産所の開設(第一条の十四―第一章の三 医療の安全の確保(第一条の十一―第一条の十三)	十) 第一章の二 医療に関する選択の支援等(第一条の二—第一条の第一章・総則(第一条) 目次	改正案
(新設)	(新設)	附則 第五章・第六章 (略) 十三の二) 第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等(第三十条の三	(新設) (新設) (新設)	(新设) 第二章~第四章 (略) 第一章の三 病院、診療所及び助産所の開設(第一条の十四―第 七条) 七条) 医療の安全の確保(第一条の十一―第一条の十三)	第一章 医療に関する選択の支援等(第一条—第一条の十)(新設)	現

一~五

(略)

一を人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)りとする。

| 一巻、富止芸等に一次の立て見ぎての歩りを変ぎ、マースに規定する養護老人ホーム | 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の四

三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームニ 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

医療提供施設以外の場所むことができる場所であつて、法第一条の二第二項に規定するが、当時のでは、対象のは対象を受ける者が療養生活を営

第一章の二 医療に関する選択の支援等

当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、一条の二 法第六条の三第一項の規定による都道府県知事への報

2 (略)

第一条の二の二(略)

第一章の三 医療の安全の確保

第一章の四 病院、診療所及び助産所の開設

第一章 医療に関する選択の支援等

府県知事の定める日までに行うものとする。
該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道。) 第六条の三第一項の規定による都道府県知事への報告は、当第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という

2 (略)

第一条の二(略)

第一章の二 医療の安全の確保

第一章の三、病院、診療所及び助産所の開設

一~五 (略)

第三十条の二十九

法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十八の二 第三十条の二十七の二 2 特殊な医療は、 経由して、 七 定により、 六 た情報の提供を求めるものとする。 病院等の開設者又は管理者に対し、 二項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告され に規定する受託者 (厚生労働大臣による情報提供の求め) (特殊な医療) (略) (削除) 第四章の二の二 第四章の二 (略) 略 口 同項に規定するファイル等に記録する方法又は同条第 法第三十条の十二第 (略) 特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次 基本方針 (以下この条において「受託者」という。 法第三十条の四第二項第十一号に規定する 医療計画 厚生労働大臣は、 項に規定する病床機能報告対象 第三十条の三十三の六第二項 法第三十条の三の二の規 第三十条の二十八の二 2 (新設) 七 、特殊な医療) (略) 第四章の二 (新設 五年間に百分の十紹介率を高める内容のものとすること。 (略) (略) 口に規定する年次計画を作成するに当たつては、 口 (略) 医療計 法第三十条の四第一

各号のいずれかに該当するものとする。殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の <u></u> 匹 (略)

一項第十号に規定する特

の各号のいずれかに該当するものとする。

<u>〈</u> 四

(略)

、区域の設定に関する基準、

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に

おおむね

関する基準は、次のとおりとする。

単位として設定すること。 単位として設定することが相当であると認められるものを 疾所における入院に係る医療(前条に規定する特殊な医療並び 療所における入院に係る医療(前条に規定する特殊な医療並び 療所における入院に係る医療(前条に規定する特殊な医療並び ない。 理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通 理位として設定すること。

る。 こ以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができ 下県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、 お道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道 が勝三十条の四第二項第十一号に規定する区域については、

(基準病床数の算定)

ごとに当該各号に定める数とする。 床数(以下「基準病床数」という。)は、次の各号に定める区分第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十二号に規定する基準病

~四 (略)

第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の

推進

(病床の機能の区分)

定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第一項の厚生労働省令で

関する基準は、次のとおりとする。

単位として設定すること。 供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものをに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。)を提療所における入院に係る医療(前条に規定する特殊な医療並び事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通理な条件等の四第二項第九号に規定する区域については、地法第三十条の四第二項第九号に規定する区域については、地

。 二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる 都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、 該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該 県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当 道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府 法第三十条の四第二項第十号に規定する区域については、都

(基準病床数の算定)

ごとに当該各号に定める数とする。 床数(以下「基準病床数」という。) は、次の各号に定める区分第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十一号に規定する基準病

| ~四 (略)

(新設)

、法第三十条の十二第

項第四号の厚生労働省令で定める報告事

一 高度急性期機能 急性期の患者に対し、号に定めるとおりとする。

当該患者の状態の早

を入院させるもの ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。) ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。) 、筋療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。) 、筋四 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者(長期にわたり

(法第三十条の三十三の三 法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働(法第三十条の十二第一項第一号の厚生労働省令で定める日)

月一日とする。 対において「病床機能報告」という。)を行う日の属する年の七 がにおいて「病床機能報告」という。)を行う日の属する年の七

省令で定める期間は、六年間とする。第三十条の三十三の四、法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働(法第三十条の十二第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)

(新設)

項

とする。 省令で定める事項は 三十条の三十三の五 構造設備及び人員の配置その他必要な事項 法第三十条の十二第 項第四号の厚生労働

、報告方法

第三十条の三十三の六 同月三十一日までに行うものとする。 ころにより、 次に掲げる方法により、 病床機能報告は、 年に 厚生労働大臣が定めると 回 十月一日から

ファイル等に記録する方法

レセプト情報による方法

いう。 臣の委託を受けて病床機能報告の内容その他の必要な情報につい という。 管理及び集計を行う者(以下この項及び次項において 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、 次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。 を経由する方法(この場合における受託者への報告 厚生労働大 「受託者

計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子 された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

情報を記録したものを交付する方法 書面を交付する方法

実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに

磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確

3 び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 由する方法 項第二号の「レセプト情報による方法」 (この場合における受託者への報告は、 とは、 (昭和五十一年 療養の給付及 受託者を経

第百二十九号) 者の医 厚生省令第三 るものとする。 タに記録されている情報につい |療の確保に関する法律施行規則 十六号) 第五条第三項の規定による方法を活用して行われ をいう。 第五条第 t 項に規定するレセプトコンピュ 同令第 (平成十九年厚生労働省令 条第一 項及び高齢

報告事項の変更

第三十条の三十三の七 管理者が、 能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。 定めるときは、 同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機 地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ 同条第 法第三十条の十二第二項の厚生労働省令で 項に規定する病床機能報告対象病院等の

(新設)

2定により厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。 法第三十条の十二第二項の規定による報告は、 前条第一 一項の規

第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の三十三の八 に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。 定める者は、 同条第 項各号に掲げる事務を適切、 法第三十条の十五第二項の厚生労働省令で 公正かつ中立

(新設)

第三十条の三十三の九 厚生労働省令で定める者は、 法第三十条の十七第一項第八号に規定する 次の各号に掲げるものとする。

~五 (略)

院又は診療所に所属する医師以外の医師 な施策として、 府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関する必要 都道府県は、 法第三十条の十七第一項の規定により、当該都道 医師派遣(一の病院又は診療所において、当該病 (以下この項及び次項に

> 第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の三十三の二 厚生労働省令で定める者は、 法第三十条の十二第一項第八号に規定する 次の各号に掲げるものとする。

一~五 (略)

2

な施策として、医師派遣(一の病院又は診療所において、当該病 府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関する必要 院又は診療所に所属する医師以外の医師 都道府県は、法第三十条の十二第一項の規定により、当該都道 (以下この項及び次項に

行うものを定めるものとする。関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者がに規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。)に十八号。次条において「労働者派遣法」という。)第二条第二号確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八おいて「他の医師」という。)を労働者派遣事業の適正な運営の

議を経るものとする。 従事させるに当たつては、法第三十条の十七第一項に規定する協3 前項に規定する一の病院又は診療所において他の医師を診療に

3

に提出しなければならない。 ようとするときは、・申請書に次の書類を添付して、都道府県知事第三十五条 法第五十七条第五項の規定により、合併の認可を受け

限る。

一~八 (略)

おいて残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法る場合であつて、前項第五号の合併後存続する医療法人の定款に2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であ

又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。せることをいう。)に関することを定めようとするときは、病院十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事さ確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八おいて「他の医師」という。)を労働者派遣事業の適正な運営の

議を経るものとする。 従事させるに当たつては、法第三十条の十二第一項に規定する協が事させるに当たつては、法第三十条の十二第一項に規定する夢では影療所において他の医師を診療に

(新設)

に提出しなければならない。
ようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事第三十五条 法第五十七条第四項の規定により、合併の認可を受け

一~八 (略)

は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合であつて、前項第五号の合併後存続する医療法人の定款又2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であ

者を規定することができる。 第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の

Pi H

るのは「一・二メートル」と、 る。)は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあ 条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、 転換が完了するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限 換病床」という。 三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場 ることをいう。 要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供す の施設を介護老人保健施設、 精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、 政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限 なおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年 合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転 **病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換** 〒八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第 以下この条及び次条において同じ。 以下同じ。)を行おうとして、)に係る病室に隣接する廊下については、当該 (健康保険法等の一部を改正する法律 軽費老人ホーム(老人福祉法第二十 「二・七メートル」とあるのは「)又は療養病床を有する 平成二十四年三月 一項の規定により 当該病院 (当該 伞

移行計画の認定)

第五十六条 部を改正する法律 年改正法」 良質な医療を提供する体制の という。 (平成十 附則第: 年法律第八 十条の三第 確立を図るため 十四号。 項の規定により 以下 0) 医 療法 平

する者以外の者を規定することができる。るときは、法第四十四条第五項の規定にかかわらず、同項に規定

削則

第五十一 病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換 政令第四百十二号) 十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と 成三十年三月三十一日までの間に限る。)は、 室に隣接する廊下については、 開設地の都道府県知事に届け出た場合には、 三十八年法律第百三十三号) の施設を介護老人保健施設、 精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院 る。以下この条及び次条において同じ。 なおその効力を有するものとされた介護保険法施行令 を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を は入居させるための施設の用に供することをいう。 十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定により (以下この条及び次条において「転換病床」という。)に係る病 ムをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又 精神病床 ル」とあるのは「一・六メー 第四条第二項に規定する病床に係るものに限 (健康保険法等の一部を改正する法律 第二十条の六に規定する軽費老人ホ 軽費老人ホーム(老人福祉法 当該転換が完了するまでの間(平)又は療養病床を有する 当該届出に係る病床 第十六条第一項第 トル」とする。 以下同じ。

改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。 移行計画(同項に規定する移行計画をいう。 である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人(平成十八年 厚生労働大臣に提出しなければならない。 附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して 以下同じ。 が適当

移行計画は、 附則様式第二によるものとする。

3| で定める事項は、 平成十八年改正法附則第十条の三第二 次のとおりとする。 一項第五号の厚生労働省令

合併の見込み

出資者による持分の放棄又は払戻しの見込み

受ける見込み 平成十八年改正法附則第十条の七の資金の融通のあつせんを

(移行計画に添付する書類

第五十七条 る定款には、 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第一号に掲げ 同条第一項の認定を受ける旨を記載しなければなら

2 3 者名簿は、 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令 附則様式第三によるものとする。 一号に規定する出資

で定める書類は、 次のとおりとする。

社員総会の議事録 直近の三会計年度 に係る貸借対照表及び損益計算書 (法第五十三条に規定する会計年度をいう

第五十八条 移行計画の変更の認定を受けようとする認定医療法人(同項に規 (移行計画の変更) 平成十八年改正法附則第十条の四第 項の規定により

る報告をせず、

ない。 なければならない。 る移行計画変更認定申請書を厚生労働大臣に提出しなければなら 定する認定医療法人をいう。 前項の移行計画変更認定申請書には、 平成十八年改正法附則第十条の三 変更前の移行計画の写し 変更後の移行計画 以下同じ。 第 次に掲げる書類を添付 項の認定を受けたこと は、 附則様式第四によ

2証明する書類の写し

3 正法附則第十条の四第一項の変更の認定を要しないものとする。 移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、平成十八年改

五

その他参考となる書類

社員総会の議事録

第五十九条 令で定めるときは、 (移行計画の認定の取消し) 平成十八年改正法附則第十条の三第一 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省 次のとおりとする。 項の認定を受けた日か

ら三ヶ月以内に、 **法第五十条第** 項の認可を受けなかつたとき。 当該認定を受けた旨の定款の変更について

認定医療法人が合併により消滅したとき。 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。

四 とが判明したとき。 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたこ

五 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第 に違反したとき。 項の規

認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定によ

又は虚偽の報告をしたとき。

(厚生労働大臣への報告)

提出しなければならない。

認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五によ第六十条

平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする

年三月を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して一一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から同日以後及び次号において「認定」という。)を受けた日から同日以後一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定(以下この号

三月を経過する日年の期間が認定を受けた日から起算して二年年を経過する日までの期間が認定を受けた日から同日以後一二の認定を受けた日以後一年を経過する日の翌日から同日以後一

2認定医療法人は、 三第一 ては、 る書類を添付して、 を厚生労働大臣に報告しなければならない。 款の変更について、 則第十条の二に規定する新医療法人をいう。 前項のほか、 当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、 項の認定を受けた旨又は新医療法人 認定医療法人は、 附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げ 法第五十条第一項の認可を受けた場合にあつ 厚生労働大臣に提出するものとする。 平成十八年改正法附則第十条の (平成十八年改正法附 この場合において)へ移行する旨の定 その旨

二 定款変更の認可書の写し 変更後の定款及び当該変更に係る新旧対照表

一社員総会の議事録

らない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五によを経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければな他の処分があつた場合にあつては、当該処分のあつた日から三月のほか、認定医療法人は、出資者による持分の放棄その

(新歌

(略)		(略)
別表第一		別表第一(第一条の二関係)
	·*	
	※別紙7参照	附則様式第七(附則第六十条第四項関係)
	※別紙6参照	附則様式第六(附則第六十条第三項第二号関係)
	※別紙5参照	
	で関係)	附則様式第五(附則第六十条第一項から第三項まで関係
	※別紙4参照	附則様式第四(附則第五十八条第一項関係)
	※別紙3参照	附則様式第三(附則第五十七条第二項関係)
	※別紙2参照	附則様式第二 (附則第五十六条第二項関係)
	※別紙1参照	附則様式第一(附則第五十六条第一項関係)
**		
	い。	る出資持分の放棄申出書も添付しなければならな
	附則様式第七によ	、認定医療法人は、前項各号の書類に加えて、母
	来があったときは	4 前項の場合において、出資者による持分の放棄が
	叛[三 その他持分の処分の詳細を明らかにする書類
		二 附則様式第六による出資持分の状況報告書
		一出資者名簿
		出するものとする。
	厚生労働大臣に提	る実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、原

0 (第二条関係) 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則 (昭和六十二年厚生省令第四十七号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

3 法第二条第十三号の厚生 により指定を受けた病院 原所とする。	設者(国の開設する病院にあつては、条第十三号の規定による病院の指定は外等に関する法律(昭和六十二年法律がう。)第二条第五号の規定による病院等の指定等が行う臨床修練等に関する法律(昭和六十二年法律	第一章総則	附則 所二章 雑則(第十二条) 第二章 雑則(第一条—第三条) 第二章 総則(第一条—第三条) 第二章 総則(第一条—第三条) 1	等に関する法律施行規則外国医師等が行う臨床修	改
法第二条第十三号の厚生労働省令で定める病院は、次に掲げる療所とする。 により指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された診に第二条第五号の厚生労働省令で定める診療所は、同号の規定うものとする。	の指定は、による病院による病院の指定は、による病院の		第四条	等に関する法律施行規則外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例	Œ
	第		第十一条)	第十七条等の特例	案
(新設)	ものとする。 者(国の開記 等に関する法 一条 外国国 一条 外国国	(新設)	(新設)	に関する法律施行規則外国医師等が行う臨床修練に係る	現
	設する病院にあつては、主務大臣)の同意を得て行う米第四号の規定による病院の指定は、当該病院の開設体律(昭和六十二年法律第二十九号。以下「法」とい医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例と)			練に係る医師法第十七条等の特例等	行

第三条 臨床修練病院等及び臨床教授等病院の長は、

床教授等の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

病院とする。

医療法 医学又は歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院 (昭和二十三年法律第二百五号) 第四条の二第一項の

規定により特定機能病院と称することについての承認を受けた

高度専門医療研究センター 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法 (平成二十年法律第九十三号) 第四条第一項に規定する国立

密な連携体制が確保された病院 法第二条第十三号の規定により指定を受けた病院との間で緊

4 書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 受ける場合には、 合又は前項第四号の 一項の診療所が法第二条第五号の規定による指定を受ける場 緊密な連携体制を確保する病院の管理者の同意 病院が法第二条第十三号の規定による指定を

(新設)

、指定の取消

同条第十二号に規定する臨床教授等 条第四号に規定する臨床修練 等(以下「臨床修練病院等」という。)又は同条第十三号に規定 する臨床教授等病院(以下「臨床教授等病院」という。 厚生労働大臣は、法第二条第五号に規定する臨床修練病院 (以下「臨床修練」という。 (以下「臨床教授等」という が、 又は 司

第二条

厚生労働大臣は、

法第二条第四号の規定により指定した病

臨床修練を行わせるのに必

指定の取消)

要な条件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すこ

とができる。

院(以下「指定病院」という。)が、

その指定を取り消すことができる。 を行わせるのに必要な条件を欠くに至つたと認めるときは、

(報告)

日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の臨床修練又は臨 毎年四月三十 第三条 十一日以前の一年間の臨床修練の実施状況を厚生労働大臣に報告 なければならない。 指定病院の長は、 毎年四月三十日までに、その年の三月三

七

臨床修練を行おうとする臨床修練病院等の長及び指導監督を

第 章 床修練及び臨床教授等

、臨床修練の 許可の申請手続等

第四条 (略

2 前項の申請書には、 分を証する書類の写し たものに限る。 法律第八十一号) 旅券の写し、 住民票の写し 次条第二項第一号において同じ。 第三十条の四十五に規定する国籍等を記載し 次に掲げる書類を添えなければならない。 (住民基本台帳法 (昭和四十二年 その他の身

-= (略)

四 床修練病院等の開設者が有することを証する書類 患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨

六 五 (略)

定する重度傷病者をいう。 練指導者(以下「臨床修練指導医等」という。)の氏名を記載 自動車等をいう。 床修練病院等の名称、救急用自動車等(同号に規定する救急用 救急救命士である場合には、 とする臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修 練病院等ごとの臨床修練の分野、 名を記載した臨床修練計画書。 |練の期間及び指導監督を受けようとする臨床修練指導者の氏 た臨床修練計画書。 臨床修練を行おうとする臨床修練病院等の名称並びに臨床修 次号において同じ。 ただし、 次号において同じ。)を搬送する臨い、重度傷病者(法第二条第四号に規 許可の申請に係る資格の区分が 期間及び指導監督を受けよう)の所有者の氏名、 臨床

許可の申請手続等

第四条 (略)

2

前項の申請書には、 たものに限る。)その他の身分を証する書類の写し 法律第八十一号) 第三十条の四十五に規定する国籍等を記載し 旅券の写し、住民票の写し 次に掲げる書類を添えなければならな (住民基本台帳法 (昭和四十二年

三 三 略

四 する書類 日本語又は次条に定める外国語を理解し 使用する能力を証

五 患者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類

七十十

には、 けようとする臨床修練指導者の氏名を記載した臨床修練計画書 う。次号において同じ。)を搬送する指定病院の名称、救急用 て同じ。)の所有者の氏名、臨床修練の期間及び指導監督を受 自動車等 ただし、許可の申請に係る資格の区分が救急救命士である場合 修練指導医等」という。)の氏名を記載した臨床修練計画書。 若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者 練の分野、期間及び指導監督を受けようとする臨床修練指導医 臨床修練を行おうとする病院の名称並びに病院ごとの臨床修 重度傷病者(法第二条第四号に規定する重度傷病者をい (同号に規定する救急用自動車等をいう。 次号におい (以下 「臨床

を搬送する臨床修練病院等の長、 指導監督を受けようとする臨床修練指導者の承諾書。 請に係る資格の区分が救急救命士である場合には、 受けようとする臨床修練指導医等の承諾書。 救急用自動車等の所有者及び 重度傷病者 許可の 申

(略

3 (略)

4 外国看護師等(以下「臨床修練外国医師等」という。)は、 ならない。 の臨床修練に係る第一 修練計画書に記載した事項に変更を生じたときは、直ちに変更後 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練 |項第七号の承諾書を添えて届け出なければ 臨床

(臨床教授等の許可の申請手続等)

第五条 受けようとする者は、 出しなければならない。 法第二十 一条の三第一 様式第一号による申請書を厚生労働大臣に 項の規定により臨床教授等の許可を

- 2 証する書面の写し 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を有すること 項の申請書には、 旅券の写し、 住民票の写しその他の身分を証する書類の写し 次に掲げる書類を添えなければならない。
- 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後 年以上、 診療に従事したことを明らかにする書類
- 四 及び技能を有することを証する書類 臨床教授等を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識
- 五. 床教授等病院の開設者が有することを証する書類 患者に与えた損害を賠償する能力を前項に規定する者又は臨
- 障害又は麻薬、 聴覚、 音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能 大麻若しくはあ んの中毒者であるかないか

うとする臨床修練指導者の承諾書。 指定病院の長、 格の区分が救急救命士である場合には、 する臨床修練指導医等の承諾書。 救急用自動車等の所有者及び指導監督を受けよ ただし、 重度傷病者を搬送する 許可の申請に係る資

九 (略)

3

4

の臨床修練に係る第一 修練計画書に記載した事項に変更を生じたときは、 外国看護師等 ならない。 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修 (略) (以 下 「臨床修練外国医師等」という。)は、 一項第八号の承諾書を添えて届け出なけれ 直ちに変更後 臨床

(法第三条第三 一項第四号の厚生労働省令で定める外国 語

第五条 2 場合を含む。 ス語、ロシア語、 法第三条第二項第四号 の厚生労働省令で定める外国語は、 英語、 スペイン語又はドイツ語とする。 (法第八条第二号において引用する 中国語、 フラ

実地に指導監督するのに支障のない を有するものでなければならない。 臨床修練の許可を受けようとする者に係る前項の外国語につい 指導監督を受けようとする臨床修練指導医等が臨床修練を 程度に理解し 使用する能力

は、「はないでは、「であるでは、「などでは、これでは、これでは、これでは、「成したものを除く。) 「成したものを除く。)」の診断書(前項に規定する者が自ら作れで関する事項を記載した医師(外国において医師に相当する資

授等計画書 業務を統括管理する臨床教授等責任者の氏名を記載した臨床教授等病院ごとの臨床教授等の分野、期間及び受入れに関する 臨床教授等を行おうとする臨床教授等病院の名称並びに臨床

九 許可証用写真一葉 関する業務を統括管理する臨床教授等責任者の承諾書 人 臨床教授等を行おうとする臨床教授等病院の長及び受入れに

ければならない。
3 第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらな

二項第八号の承諾書を添えて届け出なければならない。事項に変更を生じたときは、直ちに変更後の臨床教授等に係る第教授等外国医師等」という。)は、臨床教授等計画書に記載した協床教授等外国歯科医師(以下「臨床

厚生労働省令で定める者)(法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第一号ロの

り証明書が交付されている者とする。 (昭和二十六年政令第三百十九号)第七条の二第一項の規定によ一号ロの厚生労働省令で定める者は、出入国管理及び難民認定法第五条の二 法第三条第二項第一号ロ及び第二十一条の三第二項第

(臨床修練の許可の有効期間に係る更新の申請手続)

に提出しなければならない。 申請しようとする者は、様式第二号による申請書を厚生労働大臣第五条の三 法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を

(新設

第六条

臨床修練許可証及び臨床教授等許可証は、

様式第三号によ

第六条

3 | 3| 22 第五条の四 ければならない。 ければならない。 とする者は、様式第一 法第三条第六項の規定により許可の有効期間の更新を申請しよう (許可証の様式) (臨床教授等の許可の有効期間に係る更新の申請手続) 前項の申請書には、 前項の申請書には、 ればならない。 第一項の申請書には、 げる書類 第一項の申請書には、 らかにすることができる書類 らかにすることができる書類 条第一項の臨床教授等許可証 げる書類 臨床教授等許可証」という。 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する法第四 おいて「臨床修練許可証」という。 法第四条第一項の臨床修練許可証 第四条第二項第一号、 第五条第二項第一号、 有効期間を更新することについて正当な理由があることを明 法第二十一条の七第一項において読み替えて準用する 一号による申請書を厚生労働大臣に提出しな 次に掲げる書類を添えなければならない。 次に掲げる書類を添えなければならない。 手数料の額に相当する収入印紙をはらな 手数料の額に相当する収入印紙をはらな 第五号及び第七号から第九号までに掲 第四号及び第六号から第八号までに掲 (次条及び第七条第一項において (第六条及び第七条第 一項

(許可証の様式)

法第四条第一項の臨床修練許可証(以下「許可証」という

るものとする。

可証の書換え交付

とができる。 載事項に変更を生じたときは、許可証の書換え交付を申請するこ 瀬許可証又は臨床教授等許可証(以下「許可証」という。)の記 第七条 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、臨床修

しなければならない。
許可証及び許可証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出2.前項の申請をするには、様式第四号による書換え交付申請書に

(許可証の再交付)

とができる。を破り、汚し、又は失つたときは、許可証の再交付を申請するこ第八条 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、許可証

- ない。
 証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければなら2.前項の申請をするには、様式第五号による再交付申請書に許可
- 添えなければならない。 外国医師等が第一項の申請をするときは、申請書にその許可証を3 許可証を破り、又は汚した臨床修練外国医師等又は臨床教授等
- これを厚生労働大臣に返納しなければならない。 交付を受けた後、失つた許可証を発見したときは、五日以内に、4 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、許可証の再

(許可証の着用)

- 練又は臨床教授等を行うときは、許可証を見やすい位置に着用し第九条 - 臨床修練外国医師等又は臨床教授等外国医師等は、臨床修

)は、様式第二号によるものとする。

(許可証の書換え交付)

ときは、許可証の書換え交付を申請することができる。 第七条 臨床修練外国医師等は、許可証の記載事項に変更を生じた

しなければならない。
許可証及び許可証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出許可証の申請をするには、様式第三号による書換え交付申請書に

2

(許可証の再交付)

ときは、許可証の再交付を申請することができる。第八条 臨床修練外国医師等は、許可証を破り、汚し、又は失つた

よい。 証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければなら 証用写真一葉を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければなら 2 前項の申請をするには、様式第四号による再交付申請書に許可

をするときは、申請書にその許可証を添えなければならない。許可証を破り、又は汚した臨床修練外国医師等が第一項の申請

3

4

しなければならない。可証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納可証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納臨床修練外国医師等は、許可証の再交付を受けた後、失つた許

(許可証の着用)

見やすい位置に着用しなければならない。第九条 臨床修練外国医師等は、臨床修練を行うときは、許可証を

なければならない。

、総括臨床修練指導医等及び総括臨床教授等責任者)

第十条 する。 床修練指導歯科医又は総括臨床修練指導者として選任するものと 練指導医等のうちから 修練の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、 臨床修練病院等の長は 人を総括臨床修練指導医若しくは総括臨 当該臨床修練病院等における臨床 臨床修

2ものとする。 等責任者のうちから 等の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは 臨床教授等病院の長は、 人を総括臨床教授等責任者として選任する 当該臨床教授等病院における臨床教授 臨床教授

(認定の申請手続等)

第十条 ようとする者は なければならない。 法第八条の規定により臨床修練指導医等として認定を受け 様式第五号による申請書を厚生労働大臣に提出

2前項の申請書には、 医学若しくは歯科医学に関する専門的な知識及び技能又は法 次に掲げる書類を添えなければならない。

第二条第四号ハからヨまでに定める業に関する専門的な知識及 技能を有することを証する書類

導の実績を証する書類 外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等に対する指第五条に定める外国語を理解し、使用する能力を証する書類

経歴書

五 戸籍謄本又は戸籍抄本

第十一条 、認定証の交付) 様式第六号による臨床修練指導医認定証若しくは臨床修練指 厚生労働大臣は、 法第八条の規定による認定をしたとき

(新設)

医認定証等」という。)

を交付するものとする。

導歯科医認定証又は臨床修練指導者認定証

(以 下

臨床修練指導

(認定証の返納)

行政機関の休日の翌日をも 第十二条 消されたときは 臨床修練指導医等は、 五日以内に 臨床修練指導医認定証等を厚生労 法第十条の規定により認定を取り

21

雑則

第三章

院等の長及び厚生労働大臣に対し

臨床修練証明書)

条

臨床修練外国医師等は、

様式第六号により、

臨床修練病

当該臨床修練外国医師等が法

・基づき臨床修練を行つた旨の証明を求めることができる。

|期限の特例|

第十二条 関する法律 第八条第四項に規定する返納の期限が行政機関の休日に (昭和六十三年法律第九十一号) 第 条第 項に規定

する行政機関の休日に当たるときは

働大臣に返納しなければならない。

(削除

つてその期限とみなす。

(削除)

第十三条

(準用)

書換え交付及び再交付について準用する。

第七条及び第八条の規定は、

臨床修練指導医認定証等の

七条第二項中「様式第三号」とあるのは

「様式第七号」 この場合におい

Ł

及

第八条第

(削除)

(総括臨床修練指導医等)

請書を」と読み替えるものとする。

請書に許可証用写真一葉を添え、これを」とあるのは

「再交付申 「再交付申 び許可証用写真一葉を添え」とあるのは「を添え」と、

一項中「様式第四号」とあるのは「様式第八号」と、

第十四条 ちから一人を総括臨床修練指導医若しくは総括臨床修練指導歯科 施を図るため必要があると認めるときは、 医又は総括臨床修練指導者として選任するものとする。 指定病院の長は、 当該病院における臨床修練の円滑な実 臨床修練指導医等のう

(臨床修練証明書)

(削除)

第十五条 き臨床修練を行つた旨の証明を求めることができる。 長及び厚生労働大臣に対し、 臨床修練外国医師等は、 当該臨床修練外国医師等が法に基づ 様式第九号により 指定病院の

(期限の特例)

第十六条 第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、 日の翌日をもつてその期限とみなす。 機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号) 第八条第四項及び第十二条に規定する返納の期限が行政 行政機関の休 第

様式第五号(第八条第二項関係) 様式第二号(第五条の三第一項及び第五条の四第一項 様式第二号(第六条関係)

様式第六号

(第十一条関係)

※別紙1参照

													
2 (略)	二 (略)	いて同じ。)であく	あると認めた病院等	業として行う労働者	る医療の確保のため	の十七第一項の協議	一 都道府県が医療法	掲げる場所とする。	」という。)第二条第	等に関する法律施行令	第一条 労働者派遣事業	(令第二条第一項の原	改
		て同じ。)であつて厚生労働大臣が定めるもの	ず(同号に規定する病院等をいう。	4派遣により派遣労働	のには令第二条第一項	の十七第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域にお	伝 (昭和二十三年法律)		」という。)第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、	P(昭和六十一年政令第九十五号。	未の適正な運営の確保	一項の厚生労働省令で定める場所等	E
		めるもの	院等をいう。次号にお	業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要が	る医療の確保のためには令第二条第一項第一号に掲げる業務に	施策として地域におけ	都道府県が医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条		で定める場所は、次に	第九十五号。以下「令	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護	場所等)	案
2 (略)	二(略)	いて同じ。)であつて厚生労働大臣が定めるもの	あると認めた病院等(同号に規定する病院等をいう。	業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要が	- る医療の確保のためには令第二条第一項第一号に掲げる業務に	の十二第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域におけ	一都道府県が医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条	掲げる場所とする。	」という。)第二条第一項の厚生労働省令で定める場所は、	等に関する法律施行令(昭和六十	第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護	(令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等)	現
		大臣が定めるもの	定する病院等をい	派遣労働者を従事	条第一項第一号に	の必要な施策とし	三年法律第二百五日		労働省令で定める場	(昭和六十一年政令第九十五号。	営の確保及び派遣学	で定める場所等)	

Ο,

(第三条関係) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)

(傍線の部分は改正部分)

(抄)

(第四条関係) 七年厚生労働省令第四十四号)(抄) ・厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十

	r								•				
						.,					表	別	
(略)	年法律第三十六号)	救急救命士法(平成三	年法律第二十九号)	する法律(昭和六十二	十七条等の特例等に関	修練等に係る医師法第	外国医師等が行う臨床	年法律第百四十六号)	薬剤師法(昭和三十五	(略)	表二	別表第一(第三条及び第四条関係)	改
(略)		(略)		規定による診療録の保存	項及び歯科医師法第二十三条第二項の	おいて準用する医師法第二十四条第	第十一条第一項及び第二十		(略)	(略)		[条関係]	E
			The state of the s	保存	二十三条第二項の	法第二十四条第二	第二十一条の六に			I			案
													<u> </u>
(略)	年法律第三十六号)	救急救命士法(平成三	法律第二十九号)	る法律(昭和六十二年	七条等の特例等に関す	修練に係る医師法第十	外国医師等が行う臨床	年法律第百四十六号)	薬剤師法(昭和三十五	(略)	表二	別表第一(第三条及び第四条関係)	現
(略)		(略)		保存	二十三条第二項の規定による診療録の	法第二十四条第二項及び歯科医師法第	第十一条第一項において準用する医師		(略)	(略)		[条関係)	行

(傍線の部分は改正部分)

2 第十八条 ターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 ~ 九 (他の省令の準用) 等に関する法律施行規則第一条第一項 一~十三 (略) 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例 次の省令の規定については、 (略) 改 (略) 正 国立高度専門医療研究セン 案 2 第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究セン ターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 · 分 九 (他の省令の準用) 一~十三 に関する法律施行規則第一条 (略) 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等 (略) 現 (略) 行

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成二十二年厚生労働省令第三十 (抄)

(傍線の部分は改正部分)

八号)

(第五条関係

		-						
3・4 (略)	他課の所掌に属するものを除く。)。	所の指定並びに臨床修練及び臨床教授等の許可に関すること(一 外国医師等の臨床修練及び臨床教授等のための病院又は診療	一 (略)	2 試験免許室は、次に掲げる事務をつかさどる。	第十四条 (略)	(試験免許室及び医師臨床研修推進室)	改 正 案
3・4 (略)		び臨床修練指導医の認定に関すること。	二 外国医師の臨床修練のための病院の指定		2 試験免許室は、次に掲げる	第十四条 (略)	(試験免許室及び医師臨床研修推進室)	現
		関すること。	めの病院の指定、臨床修練の許可及		次に掲げる事務をつかさどる。		修推進室)	行

(傍線の部分は改正部分)

(第六条関係) 厚生労働省組織規則

(平成十三年厚生労働省令第一号)

(抄)